

大月町国土強靱化地域計画 計画書

令和3年3月

大月町

目次

第1章 計画策定の趣旨、位置付け.....	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画期間	2
4 計画策定の進め方	3
第2章 大月町の現状と災害リスク.....	4
1 大月町の概況	4
2 災害リスク	5
第3章 強靱化に向けた基本的な考え方.....	9
1 大月町の強靱化に向けた目標.....	9
2 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定.....	10
3 施策分野の設定	12
4 脆弱性の分析・評価、課題の検討.....	12
第4章 強靱化の推進方針	14
事前に備えるべき目標 1 直接死を最大限防ぐ.....	18
リスクシナリオ 1-1 建物倒壊等による多数の死傷者、自力脱出困難者が発生する事態.....	18
リスクシナリオ 1-2 大規模津波による多数の死者・行方不明者が発生する事態.....	22
リスクシナリオ 1-3 異常気象等による河川の氾濫等が生じ、多数の死傷者が発生する事態.....	27
リスクシナリオ 1-4 大規模な土砂災害等により多数の死傷者が発生する事態.....	29
事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する.....	31
リスクシナリオ 2-1 食料・飲料水等、生命に関わる物資供給が長期停止する事態.....	31
リスクシナリオ 2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等が同時発生する事態.....	35
リスクシナリオ 2-3 警察・消防等の被災による救助・救急活動等が絶対的に不足する事態.....	36
リスクシナリオ 2-4 想定を超える帰宅困難者が発生、混乱する事態.....	39
リスクシナリオ 2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給途絶による医療機能の麻痺する事態.....	40
リスクシナリオ 2-6 被災地における疫病・感染症等が大規模発生する事態.....	42
リスクシナリオ 2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態が悪化する事態.....	44

事前に備えるべき目標	3	必要不可欠な行政機能は確保する	48
リスクシナリオ 3-1		行政機関の職員・施設等の被災により行政機能が大幅に低下する事態	48
事前に備えるべき目標	4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	52
リスクシナリオ 4-1		防災関係機関が情報通信の長期停止により災害情報が伝達できない事態	52
リスクシナリオ 4-2		災害時に活用する情報サービスの機能停止による避難行動の遅れ等で、多数の死傷者が発生する事態	53
事前に備えるべき目標	5	経済活動を機能不全に陥らせない	55
リスクシナリオ 5-1		事業活動が再開できないことによる雇用状況の悪化や経済が停滞する事態	55
リスクシナリオ 5-2		重要な産業施設の損壊、火災、爆発等が発生する事態	56
リスクシナリオ 5-3		基幹的交通ネットワークの機能が停止する事態	57
リスクシナリオ 5-4		金融サービス等の機能停止による住民生活への甚大な影響が発生する事態	59
リスクシナリオ 5-5		食料等の安定供給が停滞する事態	59
事前に備えるべき目標	6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	61
リスクシナリオ 6-1		電気、石油、ガスの供給機能が停止する事態	61
リスクシナリオ 6-2		上水道等の供給が長期間にわたり停止する事態	64
リスクシナリオ 6-3		汚水処理施設等が長期間にわたり機能停止する事態	64
リスクシナリオ 6-4		地域交通ネットワークが分断する事態	65
事前に備えるべき目標	7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	68
リスクシナリオ 7-1		地震火災・津波火災により市街地等の延焼が拡大する事態	68
リスクシナリオ 7-2		ため池等の損壊・機能不全による二次災害が発生する事態	69
リスクシナリオ 7-3		有害物質等が大規模拡散・流出する事態	70
リスクシナリオ 7-4		農地・森林等の被害により国土が荒廃する事態	70
事前に備えるべき目標	8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	72
リスクシナリオ 8-1		復興指針や土地利用方針が決まらず復興が大幅に遅れる事態	72
リスクシナリオ 8-2		災害廃棄物の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態	73
リスクシナリオ 8-3		生活環境が整わないことにより生活を再建することができない事態	74
リスクシナリオ 8-4		文化財等が喪失する事態	77

第5章 施策の重点化	78
I あらゆる災害から住民の命を守る.....	78
II 大規模災害時の孤立への備え.....	79
III 強靱なまちの形成により、住み続けたいまち・選ばれるまちをめざす	79
IV 自助・共助・公助の役割分担に基づく災害に強い地域社会づくり	80
第6章 計画の推進と進捗管理	81
1 計画の推進	81
2 推進体制	81
3 計画の進捗管理と見直し	82

第1章 計画策定の趣旨、位置付け

1 計画策定の趣旨

平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下、「国土強靱化基本法」という。）」が公布・施行され、平成26年6月には、国土強靱化基本法に基づき、国土の強靱化に関する計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下、「基本計画」という。）が策定された。また、高知県においても、平成27年8月に「高知県強靱化計画」を策定し、国と地方が一体となった強靱化の取組が進められているところである。

そのような中、本町にも甚大な被害を引き起こした平成30年7月豪雨災害をはじめ、近年、自然災害が頻発化・激甚化し、国土強靱化の重要性が増していることから、国においては、基本計画の見直しや「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（平成30年12月14日閣議決定）が示され、高知県においても高知県強靱化計画の改定（令和2年6月）が行われた。

本町においても、いつ発生してもおかしくない南海トラフ巨大地震をはじめ、今後も激甚化が想定される水害や土砂災害等への備えとして、国土強靱化の取組は一層の重要性を増している。

そのため、あらゆる自然災害リスクに対しても「強靱な大月町」を作り上げていくため、本町の強靱化施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として「大月町国土強靱化地域計画」の策定を行うものである。

2 計画の位置付け

本計画は、国土強靱化基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として、行政運営全般の指針となる大月町総合振興計画との調和を図りながら、分野別・個別計画の強靱化に関する部分の指針となるものとして定める。

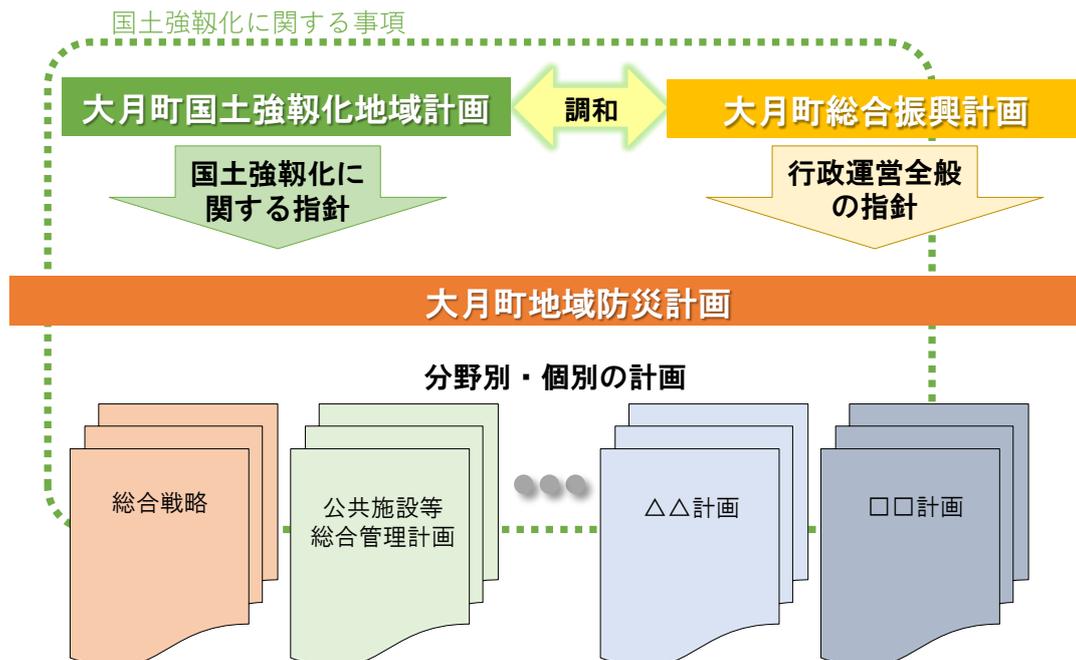


図 計画の位置付け

3 計画期間

大月町国土強靱化地域計画は、基本計画や高知県強靱化計画との調和を図ることが重要であり、基本計画及び高知県強靱化計画は、概ね5年ごとに見直すことが示されている。

また、本町の行政運営における最上位の計画である大月町総合振興計画の目標年度が令和12年度（前期基本計画は令和7年度）であることから、見直し等において計画間の調和を図るため、本計画の目標年度を令和7年度とする。

なお、本町の強靱化に関する「主要な施策・事業」と「重要業績指標」を整理した「大月町国土強靱化地域計画アクションプラン」（別冊）（以下、「アクションプラン」と言う。）については、必要に応じ、随時、見直しを行うものとし、効果的な強靱化施策・事業の推進を図るものとする。



図 計画期間

4 計画策定の進め方

国土強靱化地域計画は、地域のリスクマネジメントであり、「強さとしなやかさ」を持った地域をつくりあげていくものである。そのためには、人命の保護や維持すべき重要な機能を明確にし、あらゆる災害を想定しながら、起きてはならない最悪の事態に陥ることが避けられるようにしていくために、必要な対応方策を検討していくことが重要である。

そこで、本計画の策定では、「国土強靱化地域計画策定ガイドライン（第7版）」（令和2年6月内閣府官房国土強靱化推進室）（以下、「ガイドライン」と言う。）に示された「国土強靱化地域計画策定の基本的な進め方」に基づくステップに応じた検討を進めた。



図 計画策定のステップと本計画での記載箇所

第2章 大月町の現状と災害リスク

1 大月町の概況

(1) 概要

大月町は、高知県の西南端に位置し、県都高知市から約140km、土佐くろしお鉄道宿毛駅より12kmの距離にある。北は宿毛市、東は土佐清水市、西は宿毛湾、南は太平洋に接し、東西15.8km、南北15kmで総面積102.94km²の小さな町であり、山林が約7割を占めている。

黒潮の恩恵を受けて温暖な気候であるが、台風の常襲地域であり、家屋の浸水や道路、河川、農業をはじめとした産業等に甚大な被害を受けた経験を有する。

集落は山間部と海岸部に36地区が点在しており、その中で18地区が海岸部に属し、津波災害において甚大な被害が発生するおそれがある。



図 大月町の位置

(2) 人口

国勢調査によると、本町の人口は減少傾向で推移しており、2015年（平成27年）の人口は5,095人となっている。

全国的な人口減少・少子高齢化が進む中で、本町の傾向は著しく、2010年（平成22年）には0～14歳の人口比率が一桁となり、2015年の0～14歳の人口比率は8.8%、65歳以上の人口比率は44.0%となっている。

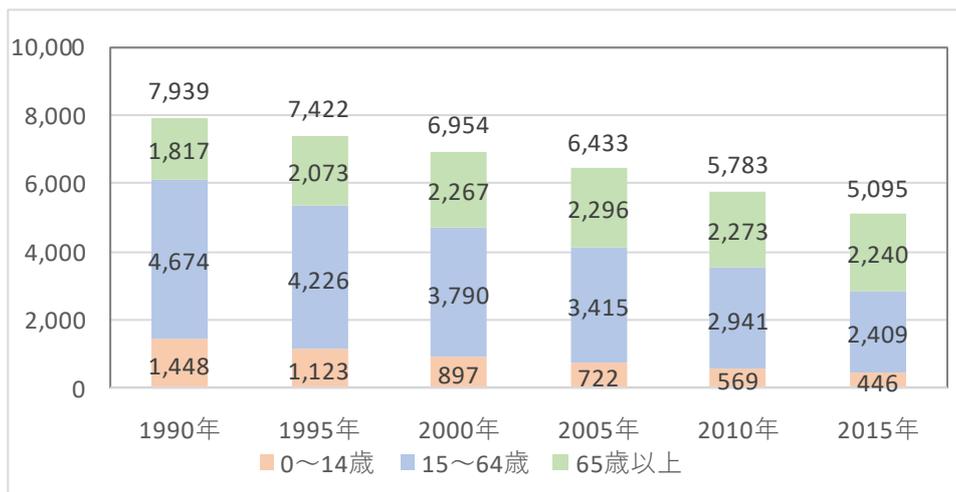


図 年齢3区分別人口の推移（国勢調査）

2 災害リスク

(1) 南海トラフ地震

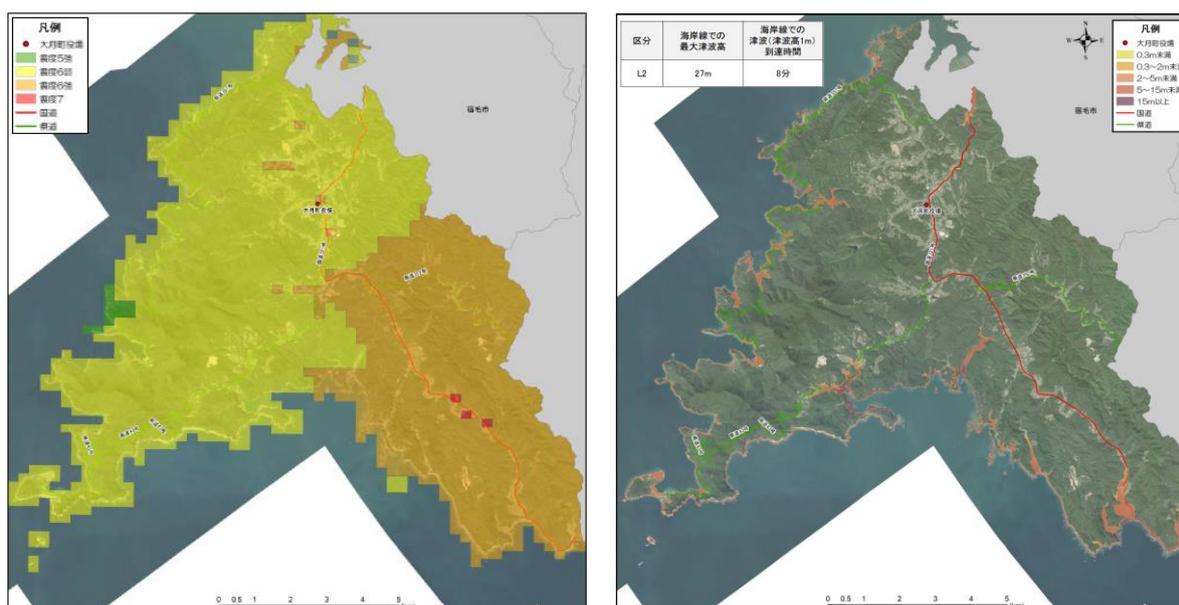
南海トラフ巨大地震は、静岡県駿河湾から九州東方沖まで続く深さ4,000m級の「南海トラフ」と呼ばれる海底の溝で発生する地震であり、最大でM9.1の地震が想定されている。

①震度

南海トラフ巨大地震が発生した場合には、震度5強から震度7の揺れが想定されている。地震の際には、揺れに伴う地盤の液状化、火災、建物倒壊、津波、土砂災害、ため池の氾濫等が発生するおそれがある。

②津波

南海トラフ巨大地震が発生した場合には、沿岸の集落等において、津波による浸水被害が懸念される。津波浸水想定区域は、右下図のとおりである。また、海岸線での最大津波高は27m、海岸線での津波（津波高1m）到達時間は8分と予測されている。



左図 最大クラスの地震の震度分布、右図：最大クラスの地震における津波の浸水想定区域
(参照：大月町地域防災計画)

第2章 大月町の現状と災害リスク

③被害の様相

南海トラフ巨大地震により、建物被害や人的被害、生活支障、ライフライン被害等、住民の生命・財産、生活等に様々な被害をもたらすことが想定されている。

表 全壊棟数・焼失棟数

(単位：棟)

被災ケース	建物棟数	液状化	揺れ	急傾斜地崩壊	津波	地震火災	合計
L1	4,530	30	30	*	160	40	250
西側		30	390	10	1,000	20	1,500

表 人的被害 死者数

(単位：人)

被災ケース	人口	建物倒壊	うち屋内収容物 移動・転倒、屋内落下物	津波	急傾斜地崩壊	火災	ブロック塀	合計
西側		20	*	680	*	*	*	710

表 人的被害 負傷者数

(単位：人)

被災ケース	人口	建物倒壊	うち屋内収容物 移動・転倒、屋内落下物	津波	急傾斜地崩壊	火災	ブロック塀	合計
西側		240	10	40	*	*	*	280

表 避難者（ケース④ 冬深夜時）

(単位：人)

	1日後			1週間後			1ヵ月後		
	全避難者	避難所避難者	避難所外避難者	全避難者	避難所避難者	避難所外避難者	全避難者	避難所避難者	避難所外避難者
西側	2,800	1,800	970	2,600	2,000	650	3,200	950	2,200

*：若干数 ※四捨五入の関係で合計があわない場合がある

参照：【高知県版】南海トラフ巨大地震による被害想定について（平成25年5月）

(2) 風水害

近年、時間雨量 50mm を超える短時間強雨や総雨量が数百 mm から千 mm を超えるような大雨が発生し、全国各地で災害が発生している。

本町は、台風の常襲地域であり、これまでににおいても、台風や梅雨前線による大雨等により甚大な被害が発生した経験を有している。

①大正の大洪水

発生年月日	大正9年(1920年)8月15日
原因	台風
状況	足摺岬に上陸し幡多西部を通過した台風は、高知県下へ死者187名、家屋の全半壊2484世帯という被害を与えた。
被害	○死者19人(竜ヶ迫18、弘見1) ○家屋全壊45世帯、半壊55世帯

②平成13年9月高知県西南部豪雨災害

発生年月日	平成13(2001年)9月6日
状況	9月5日夜から、西日本上空に活発な秋雨前線が停滞し、この前線に向かって日本の東海上にある太平洋高気圧のふちを回り、前線に向けて流れ込む暖気流と台風16号からの水蒸気の補給により、大気の状態が不安定となった。この影響により6日未明からこの暖気流が高知県西南部の非常に狭い範囲に収束しながら流入し、「湿舌」と呼ばれる現象が起り、6日未明から早朝にかけて強い雨雲が次々と発生し雷を伴った激しい雨が降り続いた。5日からの降水量は弘見観測所で577mm、24時間雨量は517mm、時間最大雨量は110mmという記録的な大雨となる。
被害	○負傷者5人(重傷3人、軽傷2人) ○家屋全壊7棟、半壊51棟、床上浸水240棟 ○その他、道路、河川、農林施設、水産施設、水道施設等に甚大な被害を受ける。

③平成30年7月豪雨災害

発生年月日	平成30年7月8日
状況	6月29日9時に日本の南で発生した台風第7号は、東シナ海を北上し、7月4日には日本海を北東に進み、4日15時に温帯低気圧に変わった。また、5日から8日にかけては、西日本に停滞した梅雨前線に向かって、南から暖かく湿った空気が流れ込み、前線の活動が活発となった。 8日5時50分には、高知県に大雨特別警報が発表され、宿毛で最大1時間降水量108.0mmを観測するなどの記録的な大雨となった。本町においても8日の明け方から降り続いた記録的な局地的豪雨により、甚大な被害が発生した。
被害	○死者：2人 ○家屋(住家)被害：全壊：7棟、半壊19棟、一部破損：3棟、床上浸水：52棟、床下浸水：108棟 ○道路の寸断や断水、農業・漁業施設被害などが発生

第2章 大月町の現状と災害リスク

また、本町の土砂災害警戒区域として258箇所が指定されており、現在においても、高知県による区域指定が進められている。土砂災害（がけ崩れ、土石流、地すべり）の危険性を有する地域が数多くあり、大雨・長雨等の際には、土砂災害の発生が懸念される。

表 土砂災害警戒区域等の指定状況（令和2年12月18日現在）

	土石流		急傾斜		地すべり		合計	
		うち特別		うち特別		うち特別		うち特別
大月町	78	-	180	-	-	-	258	-
高知県	5,230	942	12,951	2,766	205	-	18,386	3,708

参照：高知県公表資料

第3章 強靱化に向けた基本的な考え方

1 大月町の強靱化に向けた目標

大月町国土強靱化地域計画の基本目標や事前に備えるべき目標は、基本計画や高知県強靱化計画を踏まえ、次のように定める。

(1) 基本目標

いかなる災害等が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 町政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 住民の財産及び公共施設の被害の最小化
- ④ 迅速な復旧・復興

(2) 事前に備えるべき目標

- ① 直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ⑧ 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

2 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

(1) 対象とする自然災害

本町の災害リスク等を踏まえ、大月町国土強靱化地域計画において対象とする自然災害を以下のように設定する。

対象とする災害	理由
南海トラフ地震	<ul style="list-style-type: none"> ・国の調査機関によれば、今後30年以内に南海トラフでM8～9クラスの地震が発生する確率は70～80%となっており、地震発生危険性は年々高まってきている。 ・高知県の地震被害想定調査では、最悪の事態が発生すれば、死者710人、負傷者280人、建物被害（全壊・焼失）1,500棟等の甚大な被害が想定されている。
台風、集中豪雨等による風水害（水害、土砂災害等を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・近年、地球温暖化等の影響を受け、台風が大型化しているほか、広島市土砂災害（H26.8）や関東・東北豪雨（H27.9）、九州北部豪雨（H29.7）のように、集中豪雨による被害も激化している。 ・本町においても、平成30年7月豪雨により、河川の氾濫や土砂災害等が発生し、2名の尊い命が失われた。

(2) 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

「基本目標」や「事前に備えるべき目標」の実現の妨げとなる「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」として、基本計画や高知県強靱化計画を参考に、本町の災害特性等を踏まえて、8つの「事前に備えるべき目標」に対して、以下に示す31のリスクシナリオを設定する。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
①直接死を最大限防ぐ	1-1	建物倒壊等による多数の死傷者、自力脱出困難者が発生する事態
	1-2	大規模津波による多数の死者・行方不明者が発生する事態
	1-3	異常気象等による河川の氾濫等が生じ、多数の死傷者が発生する事態
	1-4	大規模な土砂災害等により多数の死傷者が発生する事態
②救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	食料・飲料水等、生命に関わる物資供給が長期停止する事態
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等が同時発生する事態
	2-3	警察・消防等の被災による救助・救急活動等が絶対的に不足する事態
	2-4	想定を超える帰宅困難者が発生、混乱する事態

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
	2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート途絶、エネルギー供給途絶による医療機能の麻痺する事態
	2-6	被災地における疫病・感染症等が大規模発生する事態
	2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態が悪化する事態
③必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関の職員・施設等の被災により行政機能が大幅に低下する事態
④必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災関係機関が情報通信の長期停止により災害情報が伝達できない事態
	4-2	災害時に活用する情報サービスの機能停止による避難行動の遅れ等で、多数の死傷者が発生する事態
⑤経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	事業活動が再開できないことによる雇用状況の悪化や経済が停滞する事態
	5-2	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等が発生する事態
	5-3	基幹的交通ネットワークの機能が停止する事態
	5-4	金融サービス等の機能停止による住民生活への甚大な影響が発生する事態
	5-5	食料等の安定供給が停滞する事態
⑥ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電気、石油、ガス等の供給機能が停止する事態
	6-2	上水道等の供給が長期間にわたり停止する事態
	6-3	汚水処理施設等が長期間にわたり機能停止する事態
	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
⑦制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震火災・津波火災により市街地等の延焼が拡大する事態
	7-2	ため池等の損壊・機能不全による二次災害が発生する事態
	7-3	有害物質等が大規模拡散・流出する事態
	7-4	農地・森林等の被害により国土が荒廃する事態
⑧社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	復興指針や土地利用方針が決まらず復興が大幅に遅れる事態
	8-2	災害廃棄物の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3	生活環境が整わないことにより生活を再建することができない事態
	8-4	文化財等が喪失する事態

3 施策分野の設定

ガイドラインでは、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために必要な対応方策の検討に当たり、地域の状況に応じた「施策分野」を設定するとされている。

施策分野としては、大月町総合振興計画の基本目標との整合に配慮した、6つの「個別施策分野」を設定する。

■個別施策分野

- ① 保健・医療・福祉・介護
- ② 教育・文化
- ③ 産業
- ④ 生活環境
- ⑤ 生活基盤
- ⑥ 協働・行財政

4 脆弱性の分析・評価、課題の検討

脆弱性の分析・評価とは、本町の強靱化を進める上で、起きてはならない最悪の事態に対する地域の弱点を明確にしていくために行う重要なプロセスである。

本計画の検討では、ガイドラインや高知県強靱化計画の手法を参考に、次の手順により脆弱性評価を実施した。

(1) 既存の施策・事業等の調査

8つの「事前に備えるべき目標」と31の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」に基づき、現状や課題、町の各担当課で実施している施策・事業等の調査を実施した。

調査番号	対象	目標/リスク	脆弱性/リスク		対応の施策/事業		担当課		実施状況		関連施策番号	備考
			項目	分類	施策	事業名	実施/事業の概要	担当課	実施状況	実施年度		
10101001	1-1	1-1	1-1	1-1	住宅・建築物安全スタッフ形成事業	消防局	消防局	国、県	実施中	2023年度		
10101002	1-1	1-1	1-1	1-1	住宅・建築物安全スタッフ形成事業	消防局	消防局	国、県	実施中	2023年度		
10101003	1-1	1-1	1-1	1-1	耐震診断等	消防局	消防局	国、県	実施中	2023年度		
10101004	1-1	1-1	1-1	1-1	耐震診断等	消防局	消防局	国、県	実施中	2023年度		
10101005	1-1	1-1	1-1	1-1	耐震診断等	消防局	消防局	国、県	実施中	2023年度		
10101006	1-1	1-1	1-1	1-1	耐震診断等	消防局	消防局	国、県	実施中	2023年度		
10101007	1-1	1-1	1-1	1-1	耐震診断等	消防局	消防局	国、県	実施中	2023年度		
10101008	1-1	1-1	1-1	1-1	耐震診断等	消防局	消防局	国、県	実施中	2023年度		
10101009	1-1	1-1	1-1	1-1	耐震診断等	消防局	消防局	国、県	実施中	2023年度		
10101010	1-1	1-1	1-1	1-1	耐震診断等	消防局	消防局	国、県	実施中	2023年度		
10101011	1-1	1-1	1-1	1-1	耐震診断等	消防局	消防局	国、県	実施中	2023年度		
10101012	1-1	1-1	1-1	1-1	耐震診断等	消防局	消防局	国、県	実施中	2023年度		
10101013	1-1	1-1	1-1	1-1	耐震診断等	消防局	消防局	国、県	実施中	2023年度		
10101014	1-1	1-1	1-1	1-1	耐震診断等	消防局	消防局	国、県	実施中	2023年度		
10101015	1-1	1-1	1-1	1-1	耐震診断等	消防局	消防局	国、県	実施中	2023年度		
10101016	1-1	1-1	1-1	1-1	耐震診断等	消防局	消防局	国、県	実施中	2023年度		
10101017	1-1	1-1	1-1	1-1	耐震診断等	消防局	消防局	国、県	実施中	2023年度		
10101018	1-1	1-1	1-1	1-1	耐震診断等	消防局	消防局	国、県	実施中	2023年度		
10101019	1-1	1-1	1-1	1-1	耐震診断等	消防局	消防局	国、県	実施中	2023年度		
10101020	1-1	1-1	1-1	1-1	耐震診断等	消防局	消防局	国、県	実施中	2023年度		
10101021	1-1	1-1	1-1	1-1	耐震診断等	消防局	消防局	国、県	実施中	2023年度		
10101022	1-1	1-1	1-1	1-1	耐震診断等	消防局	消防局	国、県	実施中	2023年度		
10101023	1-1	1-1	1-1	1-1	耐震診断等	消防局	消防局	国、県	実施中	2023年度		
10101024	1-1	1-1	1-1	1-1	耐震診断等	消防局	消防局	国、県	実施中	2023年度		
10101025	1-1	1-1	1-1	1-1	耐震診断等	消防局	消防局	国、県	実施中	2023年度		
10101026	1-1	1-1	1-1	1-1	耐震診断等	消防局	消防局	国、県	実施中	2023年度		
10101027	1-1	1-1	1-1	1-1	耐震診断等	消防局	消防局	国、県	実施中	2023年度		
10101028	1-1	1-1	1-1	1-1	耐震診断等	消防局	消防局	国、県	実施中	2023年度		
10101029	1-1	1-1	1-1	1-1	耐震診断等	消防局	消防局	国、県	実施中	2023年度		
10101030	1-1	1-1	1-1	1-1	耐震診断等	消防局	消防局	国、県	実施中	2023年度		
10101031	1-1	1-1	1-1	1-1	耐震診断等	消防局	消防局	国、県	実施中	2023年度		
10101032	1-1	1-1	1-1	1-1	耐震診断等	消防局	消防局	国、県	実施中	2023年度		
10101033	1-1	1-1	1-1	1-1	耐震診断等	消防局	消防局	国、県	実施中	2023年度		

図 各担当課への施策・事業の調査結果の整理表（一例）

(2) 施策・事業のマトリクス整理

設定した「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を縦軸に、「個別施策分野」を横軸に配置したマトリクス表を作成し、リスクシナリオの回避に寄与する既存の施策・事業の整理を行った。

整理に当たっては、既存の施策・事業の目的や効果等に応じて、リスクシナリオの細分化（項目の設定）を行い、各施策・事業の位置づけが明確になるよう配慮した。

(3) 脆弱性の分析・評価、課題の検討

マトリクス表への整理結果を踏まえ、それぞれのリスクシナリオを回避するために、既存の施策・事業にて不足はないか、進捗の遅れているものはないか、より効果的な取組は考えられないか等の視点により、脆弱性の分析・評価を実施した。

なお、脆弱性の分析・評価の結果は、「第5章 強靱化の推進方針」の項目ごとに「現状及び課題（脆弱性の分析・評価）」にて記載している。



図 マトリクス表の作成と脆弱性の分析・評価のイメージ

第4章 強靱化の推進方針

「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」に応じた、本町の国土強靱化に向けた推進方針の体系を次のように示す。

目標1
直接死を最大限防ぐ

1-1 建物倒壊等による多数の死傷者、自力脱出者が発生する事態

- (1)「耐震性の低い住宅や事業所等が倒壊する」ことを回避
 - ①住宅の耐震化等
 - ②空家対策
 - ③公共施設等の耐震化、適正管理
- (2)「家具類の転倒や非構造部材の落下等が発生する」ことを回避
 - ①室内の安全確保
 - ②避難所等の安全性の確保
- (3)「ブロック塀等の倒壊により住民が死傷する」ことを回避
 - ①ブロック塀の安全対策

1-2 大規模津波による多数の死者・行方不明者が発生する事態

- (1)「堤防や水門等のインフラが機能しない」ことを回避
 - ①防波堤、河川・海岸堤防、水門等の整備
 - ②陸こう整備、安全確保
- (2)「津波到達までに逃げ切れない」ことを回避
 - ①早期避難の意識づくり
 - ②避難路・避難場所の確保、充実
 - ③災害リスクを踏まえた土地利用の検討
- (3)「避難行動を取れない要配慮者が津波に飲み込まれる」ことを回避
 - ①要配慮者の避難支援対策
- (4)「避難場所での滞在中に命を落とす」ことを回避
 - ①避難場所での資機材整備等
- (5)「救助活動に時間を要する」ことを回避
 - ①救助活動体制の強化
- (6)「南海トラフ臨時情報を活かすことができない」ことを回避
 - ①臨時情報の活用
- (7)「防災に取り組む意識が低い」ことを回避
 - ①啓発・防災教育
 - ②人材育成、自主防災組織の活性化

1-3 異常気象等による河川の氾濫等が生じ、多数の死傷者が発生する事態

- (1)「河川堤防を越えるような洪水被害が発生する」ことを回避
 - ①河川堤防等の整備
- (2)「内水氾濫や浸水被害が長期化する」ことを回避
 - ①雨水排水対策の推進
- (3)「大雨時等に避難が遅れることにより被害が発生する」ことを回避
 - ①災害リスクの周知
 - ②雨量・河川流量等の観測
 - ③避難勧告等の判断・伝達マニュアル等の作成

1-4 大規模な土砂災害等により多数の死傷者が発生する事態

- (1)「住宅や要配慮者施設が崩壊土砂に飲み込まれる」ことを回避
 - ①土砂災害の危険性等の周知
 - ②地域の避難体制づくり
 - ③土砂災害の未然防止対策
 - ④治山事業等の促進
 - ⑤鳥獣被害等の防止

目標2
救助・救急、
医療活動が
迅速に行われ
るとともに、
被災者等の
健康・避難
生活環境を
確実に確保
する

- 2-1 食料・飲料水等、生命に関わる物資供給が長期停止する事態**
- (1)「備蓄や事前対策が不十分で燃料や食料・飲料水等が枯渇する」ことを回避
① 自助・共助・公助による備蓄の促進
② 水道施設の耐震化等
③ ライフライン等の早期復旧
- (2)「支援物資が届かない」ことを回避
① 道路ネットワークの強化
② 海上輸送ネットワークの強化
③ 物資供給マニュアルの策定
④ 速やかな道路啓開の実現
⑤ 燃料の備蓄
- 2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等が同時発生する事態**
- (1)「孤立集落の被害状況を把握できない」ことを回避
① 通信連絡体制の整備等
- (2)「孤立状態が短期間で解消できない」ことを回避
① 緊急用ヘリコプター離着陸場の確保
② 集落が孤立するリスクの軽減
- (3)「孤立状態が長期に及び生活ができなくなることを回避
① 備蓄の推進
- 2-3 警察・消防等の被災による救助・救急活動等が絶対的に不足する事態**
- (1)「応急活動等を担う機関が機能を喪失する」ことを回避
① 消防機能等が損失するリスクの軽減
② 業務継続体制の強化
- (2)「応急活動等を効率的に展開できない」ことを回避
① 緊急用ヘリコプター離着陸場の確保
② 受援体制の構築
- (3)「応急活動等を行う人員・資源が不足する」ことを回避
① 消防団の充実・強化
- 2-4 想定を超える帰宅困難者が発生、混乱する事態**
- (1)「帰宅困難者の受入ができない」ことを回避
① 帰宅困難者の受入施設の確保
- (2)「帰宅困難者が情報不足等に陥る」ことを回避
① 交通機関や道路管理者等との連絡体制の強化
- 2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、IT機器・供給途絶による医療機関の麻痺する事態**
- (1)「医療施設が機能を喪失する」ことを回避
① 医療機能の維持対策
② 医療救護体制の強化
- (2)「医療資源が不足する」ことを回避
① 広域的な体制の強化
② 広域搬送等の体制の強化
- 2-6 被災地における疫病・感染症等が大規模発生する事態**
- (1)「衛生環境が悪化する」ことを回避
① 疫病・感染症対策の体制整備
② 下水道対策による環境衛生面の悪化防止
- ③ 遺体措置対策等の体制整備
④ 災害廃棄物処理体制の強化
- 2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態が悪化する事態**
- (1)「避難所を供与できない」ことを回避
① 避難所の確保、充実
② 福祉避難所の確保
③ 避難所運営体制の強化、整備
- (2)「避難所で感染症が集団発生する」ことを回避
① 感染症の集団発生の防止
- (3)「災害関連死が発生する」ことを回避
① 災害時保健活動体制の整備
② 要配慮者の支援体制の強化
- (4)「地震発生直後に近隣住民による共助ができない」ことを回避
① 人材育成、自主防災組織の活性化

目標3
必要不可欠な
行政機能を
確保する

- 3-1 行政機関の職員・施設等の被災により行政機能が大幅に低下する事態**
- (1)「施設が被災し行政機能を喪失する」ことを回避
① 行政施設の強化
② 情報伝達・収集手段の多重化及び周知
③ 車両や発電機等の燃料の確保
- (2)「職員が参集できない」ことを回避
① 参集人員の確保
- (3)「行政機関が迅速に災害対応できない」ことを回避
① 初動体制の整備
② 職員の資質向上
③ 災害対策本部の強化
④ 受援体制の構築

目標4
必要不可欠な
情報通信機能・
情報サービスを
確保する

- 4-1 防災関係機関が情報通信の長期停止により災害情報が伝達できない事態**
- (1)「情報通信の長期停止により災害情報が伝達できない」ことを回避
① 情報伝達・収集手段の多重化及び周知
② 通信インフラ等の早期復旧
- 4-2 災害時に活用する情報サービスの機能停止による避難行動の遅れ等で、多数の死傷者が発生する事態**
- (1)「地震情報や避難指示が伝わらない」ことを回避
① 住民への確実な情報伝達
② 観光客等への対策

目標5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 事業活動が再開できないことによる雇用状況の悪化や経済が停滞する事態 (1)「事業活動が再開できないことにより雇用状況の悪化や経済が停滞する」ことを回避 ①事業活動の早期再開に向けた取組 ②ライフライン等の早期復旧 ③防災関係の産業育成
	5-2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等が発生する事態 (1)「重要な産業施設の損壊、火災、爆発等が発生する」ことを回避 ①危険物施設の安全対策
	5-3 基幹的交通ネットワークの機能が停止する事態 (1)「基幹的交通ネットワークが機能停止する」ことを回避 ①道路ネットワークの強化 ②海上輸送ネットワークの強化 ③速やかな道路啓開の実現
	5-4 金融サービス等の機能停止による住民生活への甚大な影響が発生する事態 (1)「金融サービス等の機能停止により住民生活への甚大な影響が生じる」ことを回避 ①金融サービス等の維持
	5-5 食料等の安定供給が停滞する事態 (1)「生産基盤等が致命的な被害を受け、食料等を生産できない」ことを回避 ①農業基盤の強化 ②早期の生産・流通活動の再開 ③鳥獣被害等の防止
目標6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1 電気、石油、ガスの供給機能が停止する事態 (1)「電気、石油、ガスの供給機能が停止する」ことを回避 ①ライフラインの耐災害性の向上 ②速やかな道路啓開の実現 ③燃料の備蓄 ④LPGガスの確保 ⑤エネルギー供給の多様化
	6-2 上水道等の供給が長期間にわたり停止する事態 (1)「上水道等が長期間にわたり供給停止する」ことを回避 ①水源の確保 ②水道施設の耐震化等
	6-3 污水处理施設等が長期間にわたり機能停止する事態 (1)「污水处理施設等が長期間にわたり機能停止する」ことを回避 ①污水处理機能の早期復旧
	6-4 地域交通ネットワークが分断する事態 (1)「地域交通ネットワークが分断する」ことを回避 ①道路ネットワークの強化 ②海上輸送ネットワークの強化 ③速やかな道路啓開の実現 ④公共交通の維持
目標7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1 地震火災・津波火災により市街地等の延焼が拡大する事態 (1)「地震火災により住家等の延焼が拡大する」ことを回避 ①地震火災対策 ②屋外燃油対策
	7-2 ため池等の損壊・機能不全による二次災害が発生する事態 (1)「ため池、ダム、天然ダム等の損壊・機能不全により二次災害が発生する」ことを回避 ①ため池の耐震化等
	7-3 有害物質等が大規模拡散・流出する事態 (1)「有害物質の大規模拡散・流出が発生する」ことを回避 ①危険物施設の安全対策
	7-4 農地及び農業用施設等の被害による荒廃 (1)「農地・森林等の被害により国土が荒廃する」ことを回避 ①産業基盤の強化 ②森林保全

目標8
社会・経済
が迅速かつ
従前より強
靱な姿で復
興できる条
件を整備す
る

- 8-1 復興指針や土地利用方針が決まらず復興が大幅に遅れる事態**
(1)「土地利用方針や復興方針が決まらず復旧・復興が大幅に遅れる」ことを回避
 ①復興方針の事前検討
(2)「復興工事が進まず復旧・復興が遅れる」ことを回避
 ①建設業との連携強化
 ②健全な復興事業
- 8-2 災害廃棄物の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態**
(1)「災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる」ことを回避
 ①災害廃棄物処理体制の強化
 ②関係団体等との協力体制の強化
- 8-3 生活環境が整わないことにより生活を再建することができない事態**
(1)「住まいの確保が進まないことにより生活を再建することができない」ことを回避
 ①土地の境界の明確化
 ②速やかな応急仮設住宅の供給体制の構築
 ③住まいの確保
(2)「生活環境が整わないことにより生活を再建することができない」ことを回避
 ①ボランティアの受け入れ
 ②教育環境等の早期復旧
(3)「被災者の支援体制が整わない」ことを回避
 ①スムーズな罹災証明書の発行
 ②応急危険度判定等の体制整備
 ③生活再建に関する支援制度等の理解と情報発信
- 8-4 文化財等が喪失する事態**
(1)「かけがえのない文化財や文化財建築物が災害により損壊する」ことを回避
 ①文化財の保護の推進

次頁より、国土強靱化に向けた推進方針の体系ごとに、「現状及び課題（脆弱性評価）」と「推進方針」を示す。

事前に備えるべき目標1 直接死を最大限防ぐ

リスクシナリオ 1-1 建物倒壊等による多数の死傷者、自力脱出困難者が発生する事態

1-1-(1) 「耐震性の低い住宅や事業所等が倒壊する」ことを回避

①住宅の耐震化等

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・南海トラフ巨大地震が発生した際には、町内全域で震度6弱から震度6強の揺れが生じ、390棟の建物被害が想定されている。
- ・地震発生時に住宅が倒壊すると、命の危険があるだけでなく、津波や火災等からの避難ができなくなったり、近隣の住宅や避難路に被害をもたらす可能性があり、住宅の耐震化等に取り組む必要がある。
- ・町営住宅は、木造構造の住宅に昭和56年以前に建築された建物がないため、耐震化の必要性は無いものの、木造住宅の耐用年数（22年）を経過した住宅が多く、大規模改修又は建替えが必要となってきた。
- ・安心・安全な住宅の確保は、移住・定住等の受入基盤となることから、入居者ニーズに応じた町営住宅の確保に努める必要がある。

表 南海トラフ巨大地震による建物被害

	液状化 (棟)	揺れ (棟)	急傾斜地崩壊 (棟)	津波 (棟)	地震火災 (棟)	合計 (棟)
L1	30	30	*	160	40	250
最大被害	30	390	10	1,000	20	1,500

*：若干数

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある

出典：【高知県版】南海トラフ巨大地震による被害想定について

表 耐震診断・耐震改修の実績

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
木造住宅耐震診断	4	3	2	1	7	8	6	5	8
非木造住宅の耐震診断	—	—	—	—	0	0	0	0	0
耐震改修設計	—	—	—	—	0	1	3	3	2
耐震改修工事	—	—	—	—	0	1	1	0	2

出典：町資料

【推進方針】

- 住宅・建築物の倒壊による死傷者の発生、避難路の閉塞、火災等の被害を防ぐため、耐震化の必要性や支援制度の周知、所有者負担の軽減などを図り、地域住宅計画に基づく事業のうち下記の事業及び住環境整備事業のうち下記の事業（以下、住環境整備事業等という。）を活用し、住宅・建築物の耐震化に努める。

（地域住宅計画に基づく事業）

公営住宅整備事業等、住宅地区改良事業等、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、住宅市街地総合整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、公的賃貸住宅家賃低廉化事業、災害公営住宅家賃低廉化事業等

（住環境整備事業）

市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、暮らし・にぎわい再生事業、住宅市街地総合整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、狭あい道路整備等推進事業等

- 町営住宅は、耐震化の必要性はないものの、木造住宅の耐用年数を経過し大規模な修繕が必要とされる住宅については、計画的な修繕に努める。また、移住・定住及び子育て世帯等の支援のための住宅の確保に努める。

②空家対策

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- 本町の空家数は、平成 28 年 12 月までに実施した大月町空き家現況調査によると 402 戸となっており、今後も、人口減少、少子高齢化の進行に伴い、空家数は増加していくものと考えられる。また、倒壊等のおそれのあると判断される危険空き家数は 26 戸となっている。
- 危険空家等の増加は、防災・防犯・安全・環境・景観保全等の多岐にわたる問題を生じさせることから、平成 29 年 3 月に策定した大月町空家等対策計画に基づき、空家対策を総合的に展開していく必要がある。

表 空家数

種類	空家数
戸建専用住宅（木造）	377
戸建専用住宅（鉄骨造）	12
戸建専用住宅（鉄筋コンクリート造）	8
戸建併用住宅（木造）	2
戸建併用住宅（鉄骨造又は鉄筋コンクリート造）	0
集合住宅（木造）	3
集合住宅（鉄骨造又は鉄筋コンクリート造）	0
その他（判別不明）	0
合計	402

出典：平成 28 年度空き家現況調査

表 老朽住宅等除去・空家活用の実績

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2
老朽住宅等除去	—	3	4	4	3	6	6	2
空家活用（中間管理住宅）	—	—	—	—	3	0	0	2
空家活用（空き家情報登録件数）	24	13	28	16	18	13	15	25

出典：町資料

【推進方針】

- ・老朽化が進み、南海トラフ地震等の発災時に倒壊するおそれのある空家の除却を図るとともに、その他の空家は、老朽化が進まないように適正な管理を促し、耐震性を確保したうえで再生・活用に努める。
- ・空家の活用を促すため、所有者の特定やニーズ把握を行い、活用可能な空家に関しては、空家改修に関する補助制度等の活用を促す。また、移住を促す条件整備として、移住定住に関する相談体制の充実や空家情報の発信、移住定住お試し住宅等の活用等を通じて、空家の利活用に努める。
- ・空家を町が借上げ、公的賃貸住宅として整備する中間管理住宅の確保に努めているが、空家を募集しても応募がない、応募があっても条件が合わない等の状況にあり、更なる広報等に努める。

③公共施設等の耐震化、適正管理

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・災害発生時に重要な機能を担う庁舎や医療施設、指定避難所となる公共施設等のうち、耐震化が必要な施設については、災害発生時においても機能を喪失することを防ぐため、耐震化等に取り組む必要がある。
- ・本町の建物系公共施設は、昭和56年度の新耐震化基準以前に建築された施設が面積比率で35.7%を占め、施設の老朽化が懸念されている。平成29年3月に策定した「大月町公共施設等総合管理計画」に基づき、施設の適切な維持管理や総量の適正化等に取り組む必要がある。

【推進方針】

- ・庁舎や医療施設、指定避難所となる公共施設等のうち、耐震化が必要な施設については、災害発生時に重要な役割を担う施設の機能喪失を防ぐため、「大月町公共施設等総合管理計画」（平成29年3月）及び今後策定予定の「個別計画」に基づき、これらの施設の耐震化等に取り組む。
- ・高い危険性が認められた施設や老朽化等により供用廃止され、今後も利用見込みのない公共施設等については、修繕等の安全対策や除却等を推進する。

1-1-(2) 「家具類の転倒や非構造部材の落下等が発生する」ことを回避

①室内の安全確保

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・家庭や事業所における室内の安全確保のため、家具の固定等について啓発や安全対策が必要である。
- ・本町では、高齢者や障がい者等の世帯を対象とした家具転倒防止器具の支給と取付作業の支援を行っており、幅広い周知に努める必要がある。

表 家具転倒防止器具取付支援事業

	H26	H27	H28	H29	H30	R 1
家具転倒防止器具取付支援事業	7	19	45	91	69	8

出典：町資料

【推進方針】

- ・南海トラフ地震によって、家具類の転倒や非構造部材の落下等による死傷者が発生する可能性があることの周知を図り、家庭や事業所における室内の安全確保対策を促す。
- ・高齢者や障がい者等の世帯を対象とした「大月町家具転倒防止器具取付支援事業」の啓発を図るとともに、支援事業の活用を促す取組の検討に努める。

②避難所等の安全性の確保

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・大月小学校・大月中学校は、9小学校及び5中学校を統合し、それぞれ平成21年、平成13年に開校した施設であり、耐震性を有している。また、大月小学校及び中学校の体育館は、指定緊急避難場所・指定避難所となっており、児童・生徒や避難者等の安全確保のため、非構造部材の耐震化や窓ガラスの飛散防止対策等に努める必要がある。

表 指定避難所

名称	所在地	地震・津波	風水害	収容人員
弘見体育館	大月町弘見 1058	○	○	220 人
大月町農村環境改善センター	大月町弘見 2018-1		○	215 人
大月小学校	大月町弘見 2406-1	○	○	633 人
大月中学校	大月町弘見 2400	○	○	720 人
ふれあいパーク大月	大月町弘見 2610	○	○	33 人
東部体育館	大月町姫ノ井 235-1	○	○	287 人
姫ノ井体育館	大月町姫ノ井 882	○		130 人

【推進方針】

- ・学校施設や子育て支援施設等においては、児童や生徒、乳幼児が被災することを防ぐほか、避難所として指定されている施設においては、安全性を確保し、速やかな避難所開設につなげていくため、学校等の非構造部材（天井材、照明など）の耐震対策や窓ガラス飛散防止対策等の室内の安全対策を着実に推進する。
- ・社会福祉施設の利用者や職員を地震による建物倒壊から守るため、耐震化や室内の安全対策を促す。

1-1-(3) 「ブロック塀等の倒壊により住民が死傷する」ことを回避

①ブロック塀の安全対策

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・ブロック塀の倒壊は、死傷者を出すおそれがあるとともに、避難行動や消火、救助活動の妨げにも繋がるおそれがあるため、啓発を図り、所有者の安全対策を促していく必要がある。
- ・本町では、危険なブロック塀の撤去を実施する所有者への支援を行っており、幅広い周知に努める必要がある。

表 ブロック塀等耐震対策事業

	H27	H28	H29	H30	R 1
ブロック塀等耐震対策	2	1	1	2	0

出典：町資料

【推進方針】

- ・学校や保育所・幼稚園、社会福祉施設、町有施設等のブロック塀等の倒壊により、児童や生徒、施設利用者、職員などが死傷することを防ぐため、住環境整備事業等を活用して対策に努める。
- ・国土交通省が作成した「ブロック塀の安全点検のためのチェックポイント」や危険なブロック塀の撤去を実施する所有者への支援を行う「大月町ブロック塀等耐震対策事業」等の啓発を図り、危険なブロック塀への安全対策を促す。

リスクシナリオ 1-2 大規模津波による多数の死者・行方不明者が発生する事態

1-2-(1) 「堤防や水門等のインフラが機能しない」ことを回避

①防波堤、河川・海岸堤防、水門等の整備

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・防波堤、河川・海岸堤防や水門等の地震・津波対策については、県において、発生頻度の高い津波に対しては浸水を防ぎ、最大クラスの津波においても避難時間を確保するための整備が進められている。県と連携しながら、事業の促進に努める必要がある。

【推進方針】

- ・県において進められている、発生頻度の高い津波に対しては浸水を防ぎ、最大クラスの津波においては避難時間を稼ぐための防波堤、河川・海岸堤防や水門等の耐震・対津波強化、台風等による波浪対策、施設の長寿命化等の促進に努める。
- ・河川や漁港、海岸における津波や豪雨、台風等による漂流物がもたらす被害を軽減するための対策を促進する。

②陸こう整備、安全確保

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・津波からの被害を抑制するためには、津波到達までの陸こうの閉鎖等が重要になることから、常時閉鎖等の安全対策や地域に委託している陸こう閉鎖の徹底等に努める必要がある。

【推進方針】

- ・津波到達前の確実な陸こうの閉鎖により、津波による被害の軽減や避難時間の確保等を図るため、地域や関係機関等の理解と協力のもと、陸こうの常時閉鎖や施設の動力化等に努める。
- ・陸こうを閉めに行った者が津波に巻き込まれることを防ぐため、操作員の安全確保に向けたルールの検討や操作訓練の実施等に努める。

1-2-(2) 「津波到達までに逃げきれない」ことを回避

①早期避難の意識づくり

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・南海トラフ巨大地震（最大クラス）の地震が発生した際には、最大津波高は27m、津波（津波高1m）到達時間は8分と想定されている。津波による死者数は680人、負傷者数は40人といった甚大な人的被害が想定されている。
- ・住民の生命を津波災害から守るため、地震発生時に速やかに避難行動がとれるよう、住民一人ひとりが、津波からの早期避難の意識を持ち、速やかな避難行動がとれるようにしておくことが必要である。

表 南海トラフ巨大地震による人的被害（最大被害）

	建物被害 (人)	うち屋内収容 物移動・転倒、 屋内落下物 (人)	津波 (人)	急傾斜地 崩壊 (人)	火災 (人)	ブロック 塀 (人)	合計 (人)
死者数	20	*	680	*	*	*	710
負傷者数	240	10	40	*	*	*	280

*：若干数

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある

出典：【高知県版】南海トラフ巨大地震による被害想定について

【推進方針】

- ・全ての住民が、津波からの早期避難の重要性を認識し、地震発生後に適切な避難行動がとれるよう、大月町防災マップ等を活用した啓発や津波避難計画の見直し等に努める。
- ・広報や防災研修会、大月町自主防災組織連絡協議会等の多様な機会を活かし、早期避難に関する啓発に努めるとともに、住民の避難訓練への参加を促す。

②避難路・避難場所の確保、充実

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・津波から安全に避難できるように避難路や避難場所等の確保を進めるとともに、避難路・避難場所の安全対策が必要である。
- ・本町では、津波に対して安全な高台等の津波避難場所を82箇所指定しており、住民に対して津波避難場所の周知や津波避難場所までの避難路の安全確保等に努める必要がある。

【推進方針】

- ・地震発生時に適切に避難行動がとれるよう、防災マップ等を活用して津波避難場所の周知に努める。
- ・避難路・避難経路沿いの住宅等の倒壊リスクや土砂災害、液状化の危険性等の周知を図るとともに、自主防災組織等が主体となった避難場所までの避難路・避難経路の安全点検等を促し、必要に応じた対策等に取り組む。
- ・津波の収束までの一定期間の津波避難場所での滞在を見据え、津波避難場所における機能強化等の検討に努める。

③災害リスクを踏まえた土地利用の検討

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・県における、津波に対する市町村の防災体制の強化や住民の防災意識の向上のための、津波災害警戒区域の指定の検討状況等を踏まえつつ、安心・安全なまちの実現に向けた土地利用の検討等に努める必要がある。

【推進方針】

- ・県による、津波災害警戒区域の指定の検討状況等の情報収集を図るとともに、長期的な視点を持って、災害リスクの高い地域から災害リスクの少ない地域への居住を誘導するなど、安心・安全な住まいの場の確保に向けた検討に努める。

1-2-(3) 「避難行動を取れない要配慮者が津波に飲み込まれる」ことを回避

①要配慮者の避難支援対策

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・高齢者や障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の確実な避難に繋げるため、災害時の速やかな避難の実現を促す支援に努める必要がある。特に、避難行動要支援者については、「避難行動要支援者名簿」を活用し、実効性のある避難支援体制の構築を推進する必要がある。

【推進方針】

- ・高齢者や障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の確実な避難につなげるため、情報伝達手段の充実や地域における支援体制の強化に関する周知等に努める。
- ・災害時の避難において支援が必要な人の実態把握を通じて、「避難行動要支援者名簿」の掲載基準の見直しや適正な更新等に努める。
- ・避難行動要支援者に対して、「避難行動要支援者名簿」を活用した個別計画の策定や避難訓練の実施など、実効性のある避難支援体制の構築を推進する。

1-2-(4) 「避難場所での滞在中に命を落とす」ことを回避

①避難場所での資機材整備等

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・避難場所で滞在中に負傷者などが命を落とすことを防ぐためには、避難場所への資機材整備や通信手段の確保を推進する必要がある。

【推進方針】

- ・避難場所で滞在中に避難者の体調が悪化することを防ぐため、避難場所の総点検を実施して、水や防寒用アルミシート、簡易トイレなどの最低限必要な資機材整備に取り組む。
- ・各地区の津波避難場所のうち、拠点となる避難場所等において、津波浸水の収束までの期間や地域の孤立等による一定期間の滞在を見据え、必要な備蓄の充実や通信手段の確保等に努める。
- ・災害が発生した際に、自主防災組織や地域住民が防災行政無線（アンサーバック機能）等の通信手段を適切に使用することができるよう、防災訓練等の機会を活用して使用方法の周知に努める。

1-2-(5) 「救助活動に時間を要する」ことを回避

①救助活動体制の強化

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・津波による浸水が長期間継続した際に、浸水域内の要救助者の救出方法等を検討しておく必要がある。

【推進方針】

- ・関係機関と連携して、浸水域内の要救助者の救出方法や一時滞在場所までの搬送方法などのオペレーションを検討し、救助・救出計画を策定する。また、継続的な訓練の実施により、実行性を高めていく。
- ・浸水域内の要救助者を救出するために、救助・救出に必要な資機材の整備を推進する。

1-2-(6)「南海トラフ地震臨時情報を活かすことができない」ことを回避

①臨時情報の活用

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、南海トラフ沿いの大規模地震の発生可能性が高まったと評価された場合、気象庁から臨時情報が発表される。その臨時情報が発表された場合に、住民の被害軽減につなげるための防災対応を検討する必要がある。

【推進方針】

- ・南海トラフ地震対策は、突発で発生する地震への対応が基本となるが、臨時情報が発表された場合には、その情報を生かし、減災につなげられるように、防災対応を検討する。
- ・住民や事業者（医療施設、社会福祉施設等を含む）等に対して、臨時情報に関する啓発に努める。

1-2-(7)「防災に取り組む意識が低い」ことを回避

①啓発・防災教育

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・防災の基本となるのは「自助」であり、「自らの命は自らが守る」という認識を高め、住民一人ひとりの防災意識を高めていくことが必要である。

【推進方針】

- ・自らが自然災害に備える意識を持ち、防災・減災対策等の取組を進める風土としていくため、啓発や防災教育などの取組を充実し、防災意識の向上を図る。

②人材育成、自主防災組織の活性化（関連施策番号 2-7-(4)①）

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・本町には、35の自主防災組織が結成され、組織率は100%となっている。大規模地震発生直後の被災者の救出や初期消火活動、避難誘導等には、地域コミュニティによる「共助」が大きな役割を果たすため、「共助」の担い手となる地区消防団や自主防災組織の活性化、地域の防災人材の育成等に努める必要がある。
- ・本町では、5箇所の大月町防災活動センターを設置し、災害発生時における災害対策活動の拠点として、また、平常時には地区消防団の活動拠点や防災に関する啓発、教育、訓練等として活用され

ている。引き続き、防災活動センターを活用した活動の支援に努める必要がある。

表 防災センターの名称及び位置

名称	位置
安満地地区防災活動センター	大月町安満地字宮添 350 番 1
檜西地区防災活動センター	大月町西泊字上ノ丸 437 番 1
大浦地区防災活動センター	大月町大浦字東朴ノ川山 1756 番 3
平山地区防災活動センター	大月町平山字丸山 362 番 12
柏島地区防災活動センター	大月町柏島字天神ノ下 262 番 1

【推進方針】

- ・防災に強い地域づくりを図るため、自主防災組織の活動支援に努めるとともに、防災人材の育成等に努める。
- ・県内一斉に実施する避難訓練への参加者の確保を図るとともに、自主防災組織が主体となって行う「地域のみんなで自主防災訓練」の更なる取組等を促す。
- ・町内 5 箇所の防災活動センターの活用を促し、地区消防団や自主防災組織の活性化等を図る。

リスクシナリオ 1-3 異常気象等による河川の氾濫等が生じ、多数の死傷者が発生する事態

1-3-(1) 「河川堤防を越えるような洪水被害が発生する」ことを回避

①河川堤防等の整備

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・平成 30 年 7 月豪雨では、豪雨による増水・河川の氾濫等により、町内に甚大な被害が発生した。被災の経験や地区からの要望等を踏まえ、河川堤防の整備や河床の掘削等に取り組む必要がある。

【推進方針】

- ・平成 30 年 7 月豪雨の経験や地区からの要望等を踏まえながら、河川の浚渫や河川改修、水門・樋門、治水施設の整備等に努める。
- ・河川堤防や水門・樋門、ダム等の河川管理施設については、河川管理者との連携のもと、定期点検やパトロール等を通じ、適切に維持管理を行うとともに、省力化・高度化を図るなど、長寿命化対策の計画的な促進に努める。

1-3-(2) 「内水氾濫や浸水被害が長期化する」ことを回避

①雨水排水対策の推進

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・内水氾濫や浸水被害の長期化に備え、雨水排水対策に努める必要がある。

【推進方針】

- ・内水氾濫や浸水被害の長期化に備え、計画的な雨水排水路や排水ポンプ等の排水施設の整備に努める。

1-3-(3) 「大雨時等に避難が遅れることにより被害が発生する」ことを回避

①災害リスクの周知

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・近年、ゲリラ豪雨等が頻発し、想定を超える浸水被害が多発しており、洪水等の災害リスクの周知や避難体制の強化等に努める必要がある。

【推進方針】

- ・町内には、県の洪水予報河川又は水位周知河川は無いため、水防法に基づく洪水浸水想定区域が示される予定はないが、河川や水路等による浸水被害が生じるリスクについて、住民への啓発に努め、避難体制の強化等を促す。

②雨量・河川流量等の観測

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・雨量の測定箇所として、町内には弘見と姫ノ井の2箇所に観測局があり、河川流量等の測定箇所として周防形川と小才角川に高知県が設置した水位観測所がある。いずれも高知県総合防災情報システムで観測可能となっているが、局地的な集中豪雨の発生状況等をみると、観測地点の増設等を要望していく必要がある。
- ・また、観測されている雨量や河川流量等の情報を住民にわかりやすく提供し、自主的な避難につなげていく体制づくりが必要である。

【推進方針】

- ・平成30年7月豪雨の際の被災等を踏まえた対策として、県と連携を図りながら、雨量観測地点の増設や他の主要な河川への水位計の設置等の検討に努める。
- ・観測地点の増加とあわせて、住民が自ら雨量や河川流量の情報を得て、避難行動の判断等につなげていけるよう、危険な水位の情報等に関する理解を高めるとともに、高知県総合防災情報システムの周知等に努める。

③避難勧告等の判断・伝達マニュアル等の作成

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・平成31年3月の「避難勧告等に関するガイドライン」（内閣府（防災担当））の改定により、住民等が情報の意味を直感的に理解できるよう、防災情報を5段階の警戒レベルにより提供し、とるべき行動の対応の明確化等が行われた。

- ・ガイドラインに基づき、災害の特性や入手できる情報等を踏まえ、町の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」の見直しを行っており、適切な運用に努める必要がある。

【推進方針】

- ・災害が発生する前に、住民の安全な避難を促すために、水位・雨量等の気象情報や、警報・土砂災害警戒情報等の防災情報に基づく避難勧告等の発令基準や伝達方法を明確にした「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を地域防災計画に位置付けており、適切な運用に努める。
- ・国のガイドラインの見直し等が行われた際は、本町の特性等を踏まえながら、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」の見直しに努める。

リスクシナリオ 1-4 大規模な土砂災害等により多数の死傷者が発生する事態

1-4-(1) 「住宅や要配慮者施設が崩壊土砂に飲み込まれる」ことを回避

①土砂災害の危険性等の周知

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・本町には、土砂災害警戒区域として 258 箇所（土石流：78 箇所、急傾斜：180 箇所）が指定されている。
- ・土砂災害の危険性を住民が認識し、確実な避難に繋げるためには、県と連携を図りながら土砂災害警戒区域等の指定を促進する必要がある。

表 土砂災害警戒区域等の指定状況（令和2年12月18日現在）

	土石流		急傾斜		地すべり		合計	
		うち特別		うち特別		うち特別		うち特別
大月町	78	-	180	-	-	-	258	-
高知県	5,230	942	12,951	2,766	205	-	18,386	3,708

参照：高知県公表資料

【推進方針】

- ・土砂災害の危険性を住民が認識し、確実な避難につなげるため、県と連携を図りながら土砂災害警戒区域等の指定を促進する。
- ・県による土砂災害警戒区域等の指定状況を踏まえ、大月町防災マップの更新等を行い、住民への周知等に努め、防災意識の高揚や避難意識の向上等を図る。

②地域の避難体制づくり

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・土砂災害の危険性を住民が認識し、確実な避難に繋げるためには、国・県・町が連携し、情報伝達

等の訓練や、住民への啓発や防災訓練による地域の避難体制づくりが必要である。

【推進方針】

- ・土砂災害による人的被害を防ぐため、土砂災害特別警戒区域内における避難警戒体制の整備を図るとともに、住民の要望等も踏まえながら、住宅の移転や外壁の補強等の対策を検討する。
- ・関係機関の連携のもと、土砂災害時の早期の避難行動や的確な初動対応等の訓練を実施し、地域の避難体制づくりの強化に努める。

③土砂災害の未然防止対策

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・大雨や地震などによる土砂災害を未然に防ぐために、砂防や急傾斜施設等の整備が必要である。

【推進方針】

- ・大雨や地震などによる土砂災害を未然に防ぐために、国や県等と連携して、砂防や急傾斜地対策等の土砂災害防止施設の整備等に努める。
- ・特に、平成30年7月豪雨によって、土砂災害が発生した安満地地区・橘浦地区等における土砂災害防止施設の整備等について、関係機関との連携のもと、整備促進を図る。

④治山事業等の促進

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・山地災害や地すべりを防止するためには、治山事業や国土保全機能などの森林が有する多面的機能を高めるための林道を含む森林整備事業による防災・減災対策が必要である。

【推進方針】

- ・山地災害や地すべりを防止する治山事業や国土保全機能などの森林が有する多面的機能を高めるため、国や県と連携を図りながら、林道を含む森林整備事業による防災・減災対策に努める。

⑤鳥獣被害等の防止（関連施策番号 5-5-(1)③）

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・近年、シカ個体が増加し、山野の植生がシカの食害を受けることによって地表が露出し、土砂災害の発生要因となるおそれが生じている。そのため、シカの個体調整をはじめ、有害鳥獣対策が必要である。

【推進方針】

- ・山野の植生がシカの食害を受けることによって地表が露出し、土砂災害の発生要因となることを防ぐため、シカを含む有害鳥獣の捕獲（駆除）や防護柵の整備等に努める。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

リスクシナリオ 2-1 食料・飲料水等、生命に関わる物資供給が長期停止する事態

2-1-(1) 「備蓄や事前対策が不十分で燃料や食料・飲料水等が枯渇する」ことを回避

①自助・共助・公助による備蓄の促進

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・平成 25 年 5 月に公表された〔高知県版〕南海トラフ巨大地震による被害想定によると、最大クラスの地震が発生した場合、発災後 1 日後の避難者数が 2,800 人と想定されている。
- ・他地域との交通網が脆弱な本町では、長期的な孤立化が想定されることから、家庭、事業所及び行政がそれぞれの役割に基づいて、水・食料等の備蓄に努める必要がある。
- ・公的備蓄として、2 箇所の防災備蓄倉庫を設置し、長期避難者用の備蓄や災害時に必要な物資及び資機材の保管に努めている。引き続き、備蓄等の充実や適正な更新等を図るとともに、民間企業等との物資供給に関する協定の締結等による多様な供給体制に努める必要がある。

表 防災備蓄倉庫の名称及び位置

名称	位置
大月町防災備蓄第 1 倉庫	大月町弘見 2250 番地
大月町防災備蓄第 2 倉庫	大月町姫ノ井 235 番 1

表 災害時の物資提供に関する協定

名称	相手方名称等	協定内容	締結日
災害時における救援物資提供に関する協定	四国コカ・コーラボトリング(株)	救援物資供給	H18.9

【推進方針】

- ・家庭や事業所、自主防災組織等での備蓄の必要性等に関する啓発に努め、3～7 日分の飲料水や食料等の備蓄を促す。
- ・町による公的備蓄としては、南海トラフ巨大地震が発生した際に想定されている 2,500 人の避難者の 9 割に対して、7 日分の食料及び飲料水を確保できるよう計画的な備蓄に努める。

②水道施設の耐震化等（関連施策番号 6-2-(1)②）

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・本町の水道は、簡易水道事業であり、昨今の経済状況の悪化や人口減少等から、経営状況が厳しくなることが想定されている。

第4章 強靱化の推進方針

- ・ほとんどの施設は、施設整備後30年から50年近く経過しており、老朽化が顕著となっている。
- ・そのような中で、水道施設の耐震化、老朽化対策を着実に推進するとともに、応急給水活動を速やかに実施できる体制や水供給体制の早期復旧の体制の整備が必要である。

【推進方針】

- ・簡易水道事業を将来にわたって安定的に事業を継続させるため、「大月町簡易水道事業経営戦略」（令和2年3月）を策定しており、適切なインフラの更新と財務の健全性の確保の両立に努める。
- ・災害時において水道施設に損傷が生じる事態に備え、応急給水に必要な機器等の備えに努めるとともに、県や周辺市町村等との連携強化に努める。

③ライフライン等の早期復旧（関連施策番号4-1-(1)②、5-1-(1)②、6-1-(1)①）

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・ライフライン（水道、電気、ガス、通信）を早期に復旧するためには、事業者の対応拠点や燃料等の資源の確保が課題となっており、これらの対応策について検討を進め、その結果に基づいてライフライン事業者と地方自治体で連携した取組が必要である。
- ・ライフラインの早期の復旧に備え、ライフライン事業者や復旧を行う事業者等との協定の締結を行っており、実行性のある体制を構築することが必要である。

表 災害時のライフライン等の復旧に関する協定

名称	相手方名称等	協定内容	締結日
災害時における電気設備等の復旧に関する協定書	宿毛地区電気工事業組合	電気設備復旧	H24. 2
災害時の協力に関する協定書	四国電力株式会社中村支店	災害時協力	H25. 5
災害時における電気通信設備等の復旧に係る相互協力に関する協定書	西日本電信電話(株)高知支店	災害時協力	H26. 11

【推進方針】

- ・災害が発生した際に、各ライフライン事業者等の復旧作業時において必要となる活動拠点や資材置場等の確保に努める。
- ・大月町応急期機能配置計画（平成29年3月）では、応急救助機関の活動拠点として、「ふれあいパーク大月（北側駐車場）」が位置付けられており、受入れ機関等の調整を図る。なお、高知県ライフライン協議会にて、事業者間の調整等の検討が進められていることから、検討結果を踏まえて、必要な対策等に努める。また、帰宅困難者受入施設として、ふれあいパーク大月の活用が想定されていることから、災害発生からの時間経過に応じて求められる役割等を踏まえながら、利用のルール等の検討に努める。

- ・ライフラインの早期復旧に向け、各ライフライン事業者等と協定の締結を行っており、平常時から顔の見える関係の構築に努めるとともに、合同訓練等の実施を検討する。

2-1-(2) 「支援物資が届かない」ことを回避

①道路ネットワークの強化（関連施策番号 5-3-(1)①、6-4-(1)①）

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・大規模災害時においても物資輸送ルートを確実に確保するためには、国や県等と連携を図りながら、高知県道路啓開計画や高知県緊急輸送道路ネットワーク計画に位置付けられたルート等の強化を図っていく必要がある。

【推進方針】

- ・大規模災害時においても物資輸送ルートを確実に確保するため、国や県と連携を図りながら、災害に強い道路ネットワークの構築に向けた道路整備、改良、道路法面对策等に努める。
- ・災害時に重要な役割を担う緊急輸送道路等の通行を確保するため、住宅の耐震化やブロック塀等の安全対策、老朽住宅の除却、沿道建築物の耐震化等を、住環境整備事業等を活用して着実に推進する。

②海上輸送ネットワークの強化（関連施策番号 5-3-(1)②、6-4-(1)②）

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・本町には、周防形漁港、安満地漁港、一切漁港、竜ヶ迫漁港、尾浦漁港、小才角漁港、樫ノ浦漁港、西泊漁港、橋浦漁港の町管理9漁港が、古満目漁港、柏島漁港、泊浦漁港の県管理3漁港がある。
- ・南海トラフ巨大地震や土砂災害対策、台風等による波浪等の大規模災害時には、道路啓開よりも海上からの輸送を行うことが効果的な場合もあることから、海上からの輸送拠点となる各漁港の強化等に努める必要がある。

【推進方針】

- ・南海トラフ巨大地震や土砂災害、台風等による波浪等の大規模災害時には、海上からの輸送が効果的な場合もあることから、漁港施設等について、県と連携を図りながら、長寿命化計画や保全計画書等に基づき、計画的な老朽化対策の推進等に努める。

③物資供給マニュアルの策定

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・県外から物資集積拠点を経て、避難所までの迅速かつ円滑な物資供給を実現するためには、町の物資配送計画の策定や、物資調達・輸送調整等支援システム運用の習熟が必要である。

【推進方針】

- ・県外から物資集積拠点を経て、避難所までの迅速かつ円滑な物資供給を実現するために、県の物資配送計画等も踏まえつつ、町の物資配送計画の策定等を検討する。
- ・大月町応急期機能配置計画（平成29年3月）では、町の物資集積所として、「大月町防災備蓄第一倉庫」が位置付けられており、平常時における備蓄物資の保管状況等を踏まえた災害時の対応等の検討に努める。
- ・物資配送計画の策定等を踏まえ、国や県、周辺市町村、関係機関等と連携した訓練を実施し、物資供給体制の強化に努める。

④速やかな道路啓開の実現（関連施策番号 5-3-(1)③、6-1-(1)②、6-4-(1)③）

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・防災拠点へ至るルートへの啓開を早期に完了することができるよう、県が策定している道路啓開計画に基づき、実行性を高める必要がある。
- ・本町では、災害時の応急対策等に関する協定を締結しており、協力機関と連携のもと、道路啓開体制の強化に努める必要がある。

表 災害時の応急対策等に関する協定

名称	相手方名称等	協定内容	締結日
大規模災害時における支援活動に関する協定	高知県西部舗装協会	災害時支援	H26. 5
災害時の応急対策活動協力に関する協定書	大月町建設協会	災害時協力	H26. 4

【推進方針】

- ・防災拠点へ至るルートへの啓開を早期に完了することができるよう、県の道路啓開計画に基づき、道路啓開体制の強化等に努める。また、県が実施する訓練等への参加や、関係機関との道路啓開情報の共有方法の検討に努める。
- ・災害が発生した際においても、道路啓開の担い手となる建設事業者の事業活動の継続が図られ事業活動を早期に再開させるため、事業継続計画の策定等の取組を促すための啓発等に努める。

⑤燃料の備蓄（関連施策番号 6-1-(1)③）

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・物資配送等に必要車両の燃料確保のため、燃料の備蓄が必要である。大規模災害時の燃料不足に備えて、車両への燃料備蓄を官民協働で行う必要がある。

【推進方針】

- ・物資配送等に必要な車両の燃料を確保するため、高知県燃料確保計画（平成30年5月）等を参考にしながら、燃料の備蓄に努める。
- ・住民による燃料備蓄の取組を促すため、県が行っている「車の燃料が半分になる前に満タン給油」の呼びかけ等、住民への啓発に努める。

リスクシナリオ 2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等が同時発生する事態

2-2-(1) 「孤立集落の被害状況を把握できない」ことを回避

①通信連絡体制の整備等

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・高知県が公表した「〔高知県版〕南海トラフ巨大地震による被害想定」（平成25年5月）では、本町における孤立する集落数は1集落と想定されている。しかしながら、津波による道路の津波浸水や土砂災害等の発生によって、孤立する集落の発生は懸念される。
- ・孤立が想定される集落等においては、非常時においても活用可能な通信手段等を確保することが必要である。

【推進方針】

- ・集落の孤立が発生しても、外部との通信手段が確保されるよう、アンサーバック機能付きの同報系防災行政無線の整備等を進めており、引き続き、情報伝達手段の充実、多重化等の検討に努める。
- ・災害が発生した際に、自主防災組織や地域住民が防災行政無線（アンサーバック機能）等の通信手段を適切に使用することができるよう、防災訓練等の機会を活用して使用方法の周知に努める。

2-2-(2) 「孤立状態が短期間で解消できない」ことを回避

①緊急用ヘリコプター離着陸場の確保（関連施策番号 2-3-(2)①）

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・集落が孤立した場合に要救助者の救出、支援物資の搬入を行うためには、緊急用ヘリコプター離着陸場の確保が必要である。
- ・現在、町内の緊急用ヘリコプター離着陸場として、3箇所の整備が行われており、施設の充実等を図っていく必要がある。

表 ヘリコプター発着場

名称	所在地	発着場面積
弘見場外ヘリポート	弘見字小山 4163-262	25×25m
大月町町民総合グラウンド	弘見字七本木 2570	110×100m
かしわじまヘリポート	柏島字天神ノ下 262-1	20×20m

【推進方針】

- ・集落が孤立した場合に、要救助者の救出、支援物資の搬入を行うため、緊急用ヘリコプター離着陸場の確保や施設の充実等に努める。

②集落が孤立するリスクの軽減

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・集落が孤立するリスクを軽減するためには、橋梁の耐震化や道路法面の防災対策、道路施設の機能を将来にわたって効率的に維持する老朽化対策が必要である。

【推進方針】

- ・孤立集落の発生防止に向け、国や県と連携を図りながら、災害に強い道路ネットワークの構築に向けた道路整備、改良、道路法面对策等に努める。

2-2-(3) 「孤立状態が長期に及び生活ができなくなる」ことを回避

①備蓄の促進

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・孤立状態が長期に及ぶ場合に、命をつなぐことができるように飲料水、食料、燃料の確保対策が必要である。

【推進方針】

- ・孤立状態が長期に及ぶ場合に、命をつなぐことができるように、家庭や事業所、自主防災組織等での備蓄の必要性等に関する啓発に努め、3～7日分の飲料水や食料等の備蓄を促す。
- ・長期間の孤立状態の発生を見据え、飲料水の確保のための浄水装置の整備や燃料の確保等に努める。

リスクシナリオ 2-3 警察・消防等の被災による救助・救急活動等が絶対的に不足する事態

2-3-(1) 「応急活動等を担う機関が機能を喪失する」ことを回避

①消防機能等が損失するリスクの軽減

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・本町の消防は、宿毛市と三原村との一部事務組合による幡多西部消防組合となっている。消防庁舎である大月分署は、平成21年度に耐震補強工事を完了し、非常用電源も確保しているが、昭和51年の建築であり、施設全体の老朽化が進んでおり、対策が必要となっている。
- ・災害時の救助・救急活動等に重要な役割を担う警察・消防機能が喪失するリスクを軽減するためには、庁舎・施設の充実や資機材の整備等に努める必要がある。

【推進方針】

- ・災害によって消防機能が喪失するリスクを軽減し、大規模災害発生時に消火、救助、救急活動等を円滑に行うため、関係機関との連携のもと、庁舎・施設の充実や車両・資機材の整備等に努める。
- ・施設全体の老朽化が進んでいる大月分署については、建て替えの検討を進めていく。

②業務継続体制の強化

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・災害発生時においても、救助・救急活動等の実施が可能となるよう、幡多西部消防組合におけるマニュアルに基づく機能維持や初動体制の強化等に努める必要がある。

【推進方針】

- ・災害発生時においても、消防の業務継続が図られ、適切な行動をとることができるよう、幡多西部消防組合におけるマニュアル等に基づく体制の構築に努める。
- ・幡多西部消防組合におけるマニュアル等に基づき、関係機関と連携した訓練等に取り組むとともに、訓練等において明らかとなった課題解決に向けた対策を進める。

2-3-(2) 「応急活動等を効率的に展開できない」ことを回避

①緊急用ヘリコプター離着陸場の確保（関連施策番号 2-2-(2)①）

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・集落が孤立した場合に要救助者の救出、支援物資の搬入を行うためには、緊急用ヘリコプター離着陸場の確保が必要である。
- ・現在、町内の緊急用ヘリコプター離着陸場として、3箇所の整備が行われており、施設の充実等を図っていく必要がある。

表 ヘリコプター発着場

名称	所在地	発着場面積
弘見場外ヘリポート	弘見字小山 4163-262	25×25m
大月町町民総合グラウンド	弘見字七本木 2570	110×100m
かしわじまヘリポート	柏島字天神ノ下 262-1	20×20m

【推進方針】

- ・発災時の情報収集や要救助者の救出のために、ヘリコプターが円滑に活動できるように、緊急用ヘリコプター離着陸場の確保や施設の充実等に努める。

第4章 強靱化の推進方針

②受援体制の構築（関連施策番号 3-1-(3)④）

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・大規模災害発生時は、自衛隊、警察、消防、海上保安庁等の救助機関等から多数の職員が派遣されることが想定される。受入体制の構築に向け、受援計画の策定や防災拠点の機能強化、関係機関等の連携強化等に努める必要がある。

【推進方針】

- ・大規模災害発生時は、周辺市町村や県、他県、防災関係機関からの応援部隊等を受け入れることが必須となるため、受援計画の策定や防災拠点の機能強化等に努める。
- ・大月町応急期機能配置計画（平成29年3月）では、応急救助機関の活動拠点として、「ふれあいパーク大月（北側駐車場）」が位置付けられており、受入れ機関等の調整を図る。また、県や周辺市町村と連携を図りながら、広域的な視点を加味した応急期機能配置計画の見直しに努める。なお、帰宅困難者受入施設として、ふれあいパーク大月の活用が想定されていることから、災害発生からの時間経過に応じて求められる役割等を踏まえながら、利用のルール等の検討に努める。
- ・関係機関と連携した訓練を実施し、受援体制の構築と実効性の向上を推進する。

2-3-(3) 「応急活動等を行う人員・資源が不足する」ことを回避

①消防団の充実・強化

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・消防団の体制強化のためには、消防団員の確保や団員の活動時の安全装備の充実が必要である。
- ・消防団の人員をみると、令和2年4月1日現在で、定員253名に対し実員235名となっており、充足率は92.8%となっている。人口減少や少子高齢化が進む中で、団員の確保が困難な状況もあり、多様な消防団員の確保の手段を検討していく必要がある。
- ・また、消防団における防災対応能力の強化に向け、消防団装備の充実等に努める必要がある。

表 消防団の人員（R2.4.1現在）

	人員								
	定員	実員	階級別						
			団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員
大月町	253	235	1	2	7	17	18	31	159

参照：町提供資料

表 消防団装備 (H31. 4. 1 現在)

	消防施設							
	消防屯所	消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ付積載車	資機材搬送車	指揮車	指令車	小型動力ポンプ	救命ボート
大月町	16	0	18	1	1	1	19	0

参照：町提供資料

【推進方針】

- ・消防団員体制は、条例定数を満たしていない状況であるため、若手団員や女性団員の入団促進を図るとともに、機能別団員制度や消防団協力事業所の普及等に努める。
- ・地域防災の要となる消防団の防災対応力の強化と団員の活動時の安全確保に向け、更新計画に基づき消防団装備の充実に努める。また、個人の安全装備品の老朽化が進んでおり、計画的な更新に努める。
- ・建築後 30～40 年以上経過している消防屯所が多く、施設の耐震化や津波浸水想定区域にある消防屯所を避難施設の機能を併せ持った施設として高台への移転等を検討する。

リスクシナリオ 2-4 想定を超える帰宅困難者が発生、混乱する事態

2-4-(1) 「帰宅困難者の受入ができない」ことを回避

①帰宅困難者の受入施設の確保

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・高知県が公表した「〔高知県版〕南海トラフ巨大地震による被害想定」（平成 25 年 5 月）では、本町における帰宅困難者数は 130 人と想定されており、帰宅困難者の受入体制の強化等に努める必要がある。

【推進方針】

- ・帰宅困難者が発生した際の帰宅困難者受入施設として、道の駅「ふれあいパーク・大月」を想定しており、道の駅の再整備を進める中で、避難者の受入施設としての整備や備蓄品の確保等に努める。なお、応急救助機関の活動拠点として、ふれあいパーク大月（北側駐車場）の活用が想定されていることから、災害発生からの時間経過に応じて求められる役割等を踏まえながら、利用のルール等の検討に努める。

2-4-(2) 「帰宅困難者が情報不足等に陥る」ことを回避

①交通機関や道路管理者等との連絡体制の強化

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・公共交通機関の被災や道路の通行止め情報等の速やかな収集・伝達体制の構築を図り、帰宅困難者等に対して適切な情報提供を行う必要がある。

【推進方針】

- ・公共交通機関等の運行停止に伴う帰宅困難者の発生に備え、町内路線バス運行事業者や道路管理者等との連携強化を図り、関係機関との情報共有体制の構築等に努める。

リスクシナリオ 2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給途絶による医療機能の麻痺する事態

2-5-(1) 「医療施設が機能を喪失する」ことを回避

①医療機能の維持対策

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・大月病院は、昭和60年4月の建築であり、耐震性を有しているものの、建築後30年以上が経過しており、施設や設備等に老朽化が進んでいる。
- ・災害時には、大月病院が「災害時医療救護施設」としての役割を果たせるように、「大月町災害時医療救護計画」（平成27年3月）や「大月町災害時保健活動マニュアル」（平成27年3月）、「大月病院業務継続計画」（平成29年度）を策定し、体制強化に努めている。
- ・「大月町災害時医療救護計画」は、大月町の医療救護の全体を網羅し、災害時の関係機関との連携など、活動の基本的な方針等を示している。「大月町災害時保健活動マニュアル」は、3つの医療救護施設の具体的な活動を示すもので、フェーズごとの具体的な行動として、救命を行う救護所の開設から、避難所や被災地を巡回する保健活動、さらには、復興に向けた活動に至るまでを明記している。
- ・計画等の定期的な見直しや医療救護所運営訓練等の実施により、有事の際に備えており、引き続き、体制強化等に努める必要がある。

【推進方針】

- ・町内唯一の病院である大月病院が、災害時において医療機能が喪失することを防ぎ、「災害時医療救護施設」としての役割果たすため、施設の適切な維持管理を図るとともに、大月町業務継続計画に基づく体制の強化や必要な資機材の整備等に努める。
- ・「大月町災害時医療救護計画」や「大月町災害時保健活動マニュアル」に基づき、災害時における医療・保健活動の体制強化を図るとともに、計画の定期的な見直しや訓練等の実施に努める。

②医療救護体制の強化

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・災害の発生後、医療救護活動を行う際には、医療救護所を大月病院の外来駐車場に、救護病院を大月病院の一般外来スペースに設置することとしている。
- ・大規模災害の発生時には、後方搬送ができない状況が想定され、より負傷者に近い場所での医療救護活動を可能な限り強化することが求められ、医療救護に当たる要員の資機材の不足等の対策に取組む必要がある。

【推進方針】

- ・後方搬送ができない状況を想定し、より負傷者に近い場所での医療救護活動を可能な限り強化し、外部からの支援チームの到着や搬送機能の回復まで地域に残存する医療資源で耐えうる体制をつくる。

2-5-(2) 「医療資源が不足する」ことを回避

①広域的な体制の強化

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・地域外からの応急救助機関、医療救護チームや支援物資等を円滑に受け入れ、被災地支援を速やかに行うために必要な体制及び資機材が必要である。

【推進方針】

- ・県外からの応急救助機関、医療救護チームや支援物資等を円滑に受け入れ、被災地支援を速やかに行うため、必要な体制及び資機材整備に努める。

②広域搬送等の体制の強化

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・人工透析患者等の災害時において広域搬送が必要な患者等の具体的な搬送方法の検討が必要である。

【推進方針】

- ・県や消防機関等と連携を図りながら、災害時の広域搬送に向けた具体的な搬送方法の検討に努める。
- ・災害が起こった際には、知事が委嘱した災害透析コーディネーターにより、透析が受けられるような調整が行われることから、県や周辺市町村、透析医療機関等との連携を図り、患者への速やかな情報提供が可能となる体制づくりに努める。

リスクシナリオ 2-6 被災地における疫病・感染症等が大規模発生する事態

2-6-(1) 「衛生環境が悪化する」ことを回避

①疫病・感染症対策の体制整備（関連施策番号 2-7-(2)①）

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・被災地や避難所等における感染症の発生・まん延等の防止を図るため、災害時の保健衛生活動の実施体制の強化等に努める必要がある。
- ・特に、新型コロナウイルス感染症対策として、避難所における過密状態の防止やマスク等の備蓄の充実等に努める必要がある。

【推進方針】

- ・避難所における過密状態の防止に向け、可能な限り多くの避難所を開設し、十分な換気の実施やスペース確保等のルール徹底を図るとともに、避難者の健康状態を適切に確認する体制整備等に努める。
- ・避難所等において、マスクや消毒液等の備蓄を図るとともに、住民に対して、避難時におけるマスク等の持参、手洗いの徹底や咳エチケット等の周知に努める。

②下水道対策による環境衛生面の悪化防止（関連施策番号 6-3-(1)①）

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・本町の下水道は、柏島地区における漁業集落排水処理施設が整備されている以外は、個人による浄化槽となっている。
- ・本町では、合併処理浄化槽の設置者に対する支援を行っており、幅広い周知に努める必要がある。
- ・環境衛生面の維持に下水道が果たす役割は大きく、下水管渠の耐震化等に取り組む必要がある。また、災害時に下水道施設が被災した際の備えとして、簡易トイレや仮設トイレの確保等に努める必要がある。

表 合併処理浄化槽設置整備事業補助金の活用実績

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1
合併浄化槽設置整備事業補助金	10	11	12	12	12	15	11	6	7	10

出典：町提供資料

【推進方針】

- ・大月町生活排水処理施設整備計画に基づき、漁業集落排水処理施設の下水管渠の耐震化や経年劣化した施設の更新等に努める。
- ・汚水処理施設が被災した際の早期の復旧に向けた体制の強化等に努める。

- ・合併浄化槽は、分散型の生活排水処理施設であり、災害に強いと言われていることから、老朽化した単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促す。
- ・災害時のトイレ不足に対応するため、仮設トイレの確保を図るとともに、収集・処理体制の構築に努める。

③遺体措置対策等の体制整備

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・大規模災害時における、遺体の措置を迅速かつ的確に行う必要がある。
- ・本町では、「大月町遺体対応マニュアル」を策定し、遺体措置の体制整備に努めており、実行性を高めていく必要がある。

【推進方針】

- ・災害発生時の遺体安置所の開設、受付、納棺、安置、管理、引渡し、火葬、仮埋葬、閉鎖までの手順等を定めた「大月町遺体対応マニュアル」を策定しており、マニュアルに基づき、迅速かつ的確な遺体措置を行う体制整備に努める。
- ・大月町応急期機能配置計画（平成 29 年 3 月）では、遺体検案・安置所として、「大月町農村環境改善センター」が位置付けられており、遺体安置所として活用する際のレイアウトの検討等に努める。

④災害廃棄物処理体制の強化（関連施策番号 8-2-(1)①）

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・大規模災害が発生した際には、大量の災害廃棄物が発生することが想定され、適切な処理体制の構築や仮置場の確保等に努める必要がある。

【推進方針】

- ・災害廃棄物処理施設については、災害時でも稼働が継続できるよう、非常用電源、燃料などの資機材の確保等に努める。
- ・大規模災害時に大量の廃棄物が発生した際に、速やかな処理を行うことが可能となるよう、災害廃棄物処理計画に基づき、適切な処理体制や仮置場の確保等に努める。
- ・大月町応急期機能配置計画（平成 29 年 3 月）では、災害廃棄物仮置場として、旧小学校・中学校のグラウンド等の 13 箇所の用地を選定しており、災害発生時の速やかな活用に備える。
- ・大規模災害が発生した際にも、し尿収集・運搬、処理が継続できるよう、迅速かつ効率的な処理体制の構築を図ることとし、関係機関との連携強化や資機材の備蓄等に努める。

リスクシナリオ 2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態が悪化する事態

2-7-(1) 「避難所を供与できない」ことを回避

①避難所の確保、充実

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・本町では、7つの指定避難所があり、南海トラフ巨大地震の際に想定される避難者の1,800人の受け入れに必要な面積は確保している状況にある。
- ・長期の避難者の受入を想定している大月小学校、大月中学校、東部体育館には、安定的な電力供給を目的とした太陽光発電施設及び蓄電池設備を整備しており、引き続き、避難所となる施設の機能強化に努める必要がある。

表 指定避難所

名称	所在地	地震・津波	風水害	収容人員
弘見体育館	大月町弘見 1058	○	○	220人
大月町農村環境改善センター	大月町弘見 2018-1		○	215人
大月小学校	大月町弘見 2406-1	○	○	633人
大月中学校	大月町弘見 2400	○	○	720人
ふれあいパーク大月	大月町弘見 2610	○	○	33人
東部体育館	大月町姫ノ井 235-1	○	○	287人
姫ノ井体育館	大月町姫ノ井 882	○		130人

【推進方針】

- ・更なる避難所の確保に向けて、既存の公共施設等の避難所の指定の検討に努める。
- ・指定避難所の機能強化に向け、各指定避難所への太陽光発電施設及び蓄電池設備の整備を図るとともに、非常用発電機や浄水器等の整備に努める。
- ・指定避難所となる学校や公共施設等においては、老朽化したトイレの改修や洋式化、バリアフリー化等により、防災機能の強化に努める。

②福祉避難所の確保

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・一般の避難所では生活に支障がある方（要配慮者）を対象に、特別な配慮がされた避難所として指定を行う福祉避難所は、本町では1施設が指定されている。
- ・高齢化等が進行する中で、避難生活の長期化に対応していくためにも、福祉避難所等の確保に努めていく必要がある。

- ・福祉避難所の運営に当たる職員が不足する事態も想定され、適切な運営体制を構築しておく必要がある。

表 福祉避難所

施設名	施設種別	所在地
特別養護老人ホーム 大月荘	高齢者施設	大月町大字鉾土 604-7

【推進方針】

- ・町内の社会福祉施設等の協力を得て、福祉避難所の確保に努める。
- ・福祉避難所の機能強化に向け、福祉避難所での車いすやポータブルトイレ、パーテーション、ベッド、毛布、衛生用品等の整備を図るとともに、太陽光発電施設及び蓄電池設備の整備等を検討する。
- ・「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」（内閣府、平成 28 年 4 月）や「福祉避難所運営訓練マニュアル」（高知県、平成 27 年 1 月）等を参考にしながら、指定された福祉避難所における運営マニュアル等の作成を促す。

③避難所運営体制の強化、整備

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・避難所の速やかな開設や円滑な運営を行うためには、地域が主体となって避難所を運営する体制の整備が必要である。

【推進方針】

- ・避難所の速やかな開設や円滑な運営を行うため、避難所運営マニュアルの作成や避難所運営訓練、訓練を通じたマニュアルのバージョンアップ、資機材整備（簡易トイレ、パーテーション、ガスコンロ等）等により、地域が主体となって避難所を運営する体制の整備に努める。

2-7-(2) 「避難所で感染症が集団発生する」ことを回避

①感染症の集団発生の防止（関連施策番号 2-6-(1)①）

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・避難所における感染症の集団発生を防止するため、各施設で感染症予防対策に取り組む必要がある。

【推進方針】

- ・避難所における過密状態の防止に向け、可能な限り多くの避難所を開設し、十分な換気の実施やスペース確保等のルールを徹底を図るとともに、避難者の健康状態を適切に確認する体制整備等に努める。
- ・避難所等において、マスクや消毒液等の備蓄を図るとともに、住民に対して、避難時におけるマスク等の持参、手洗いの徹底や咳エチケット等の周知に努める。

2-7-(3) 「災害関連死が発生する」ことを回避

①災害時保健活動体制の整備

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・避難生活が長期化した際には、災害関連死の発生が懸念されることから、避難者の健康の維持や心のケア等を実施する体制の整備が必要である。
- ・町では、「大月町災害時保健活動マニュアル」（平成27年3月）を策定しており、フェーズごとの具体的な行動として、救命を行う救護所の開設から、避難所や被災地を巡回する保健活動、さらには、復興に向けた活動に至るまでを明記している。
- ・計画等の定期的な見直しや、研修や訓練等を通じて、実行性を高めていく必要がある。

【推進方針】

- ・災害関連死を防ぎ、避難者の健康の維持や心のケア等を図るため、保健衛生活動マニュアル等に基づく体制の強化や職員の資質向上に努める。
- ・大規模災害時の精神保健医療の需要拡大に対応するため、DPAT（災害派遣精神医療チーム）等の円滑な受入体制の整備に努める。

②要配慮者の支援体制の強化

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・被災した要配慮者等の避難生活を支援し、必要な治療を継続して受けられるよう、支援体制を構築しておく必要がある。

【推進方針】

- ・要配慮者の避難生活や治療が必要な人に対する治療の継続を支援するため、災害時保健活動マニュアル等に基づき、支援体制の強化に努める。
- ・長期の避難生活に備え、要配慮者の一人ひとりの状況に応じて適切な支援を行うことができるよう、避難行動要支援者名簿を活用した支援体制の強化等に努める。

2-7-(4) 「地震発生直後に近隣住民による共助ができない」ことを回避

①人材育成、自主防災組織の活性化（関連施策番号 1-2-(7)②）

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・本町には、35の自主防災組織が結成され、組織率は100%となっている。大規模地震発生直後の被災者の救出や初期消火活動、避難誘導等には、地域コミュニティによる「共助」が大きな役割を果たすため、「共助」の担い手となる地区消防団や自主防災組織の活性化、地域の防災人材の育成等に努める必要がある。
- ・本町では、5箇所の大月町防災活動センターを設置し、災害発生時における災害対策活動の拠点と

して、また、平常時には地区消防団の活動拠点や防災に関する啓発、教育、訓練等として活用されている。引き続き、防災活動センターを活用した活動の支援に努める必要がある。

表 防災センターの名称及び位置

名称	位置
安満地地区防災活動センター	大月町安満地字宮添 350 番 1
檜西地区防災活動センター	大月町西泊字上ノ丸 437 番 1
大浦地区防災活動センター	大月町大浦字東朴ノ川山 1756 番 3
平山地区防災活動センター	大月町平山字丸山 362 番 12
柏島地区防災活動センター	大月町柏島字天神ノ下 262 番 1

【推進方針】

- ・ 防災に強い地域づくりを図るため、自主防災組織の活動支援に努めるとともに、防災人材の育成等に努める。
- ・ 県内一斉に実施する避難訓練への参加者の確保を図るとともに、自主防災組織が主体となって行う「地域のみんなで自主防災訓練」の更なる取組等を促す。
- ・ 町内 5 箇所の防災活動センターの活用を促し、地区消防団や自主防災組織の活性化等を図る。

事前に備えるべき目標 3 必要不可欠な行政機能は確保する

リスクシナリオ 3-1 行政機関の職員・施設等の被災により行政機能が大幅に低下する事態

3-1-(1) 「施設が被災し行政機能を喪失する」ことを回避

①行政施設の強化

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・災害の発生時に災害対応の拠点となる庁舎は、昭和55年に建築され、平成21年度に耐震化工事を実施している。また、災害時にも安定的な電力供給が可能となるよう太陽光発電施設及び蓄電池設備を整備している。
- ・大規模災害が発生したとしても、行政機能が維持できるよう、各種の対策を進めていく必要がある。

【推進方針】

- ・庁舎は、耐震化工事を実施しているものの、揺れによる建物内外での被害発生が懸念されることから、大型の什器等に対する転倒防止や窓ガラスの落下・飛散防止対策等に努める。
- ・各種の行政情報の遺失防止に向け、各システム等のクラウド化等を計画的に進める。

②情報伝達・収集手段の多重化及び周知（関連施策番号 4-1-(1)①）

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・南海トラフ地震等の大規模災害の発生時においても、国や県、関係機関等と、迅速かつ的確な情報伝達・収集を行うため、情報伝達・収集手段の多重化が必要である。

【推進方針】

- ・南海トラフ地震等の大規模災害の発生時においても、国や県、関係機関等との迅速かつ的確な情報伝達・収集を行うため、高知県防災行政無線システムの活用能力の向上に努める。
- ・防災行政無線をはじめとした情報伝達・収集手段の多重化を図るとともに、災害に強い施設整備に努める。また、津波等により孤立が想定される地区においては、防災行政無線を双方向から通信できる機器（アンサーバック機能）の整備等を進めており、情報網の遮断防止に努める。
- ・災害が発生した際に、自主防災組織や地域住民が防災行政無線（アンサーバック機能）等の通信手段を適切に使用することができるよう、防災訓練等の機会を活用して使用方法の周知に努める。

③車両や発電機等の燃料の確保

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・応急活動時に必要となる車両の確保や、車両や発電機の燃料等を確保する対策が必要である。

【推進方針】

- ・災害対策を実施するために使用する計画がある車両については、緊急通行車両等の事前届出の申請を行う。
- ・大規模災害時において不足することが懸念される燃料の調達のため、燃料販売会社との協定の締結等に努める。

3-1-(2) 「職員が参集できない」ことを回避

①参集人員の確保

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・自宅等で職員やその家族が被災することは、参集人員の減少に直結するため、職員一人ひとりが、身を守る意識を高める必要がある。
- ・災害発生時において、速やかな職員の参集を実現するため、職員一人ひとりが、職員初動マニュアルに基づく参集基準等の理解を深める必要がある。

【推進方針】

- ・職員やその家族が被災し、参集人員が減少することを防ぐため、住環境整備事業等を活用して、建築物の耐震化や室内の安全対策に努める。
- ・職員一人ひとりが、災害発生時に適切な行動をとることができるよう、職員初動マニュアルに示された職員の参集基準等の理解を深める。特に、異動や組織の改編等が行われた際には、所属部署や自らの役割の確認を徹底するよう努める。

3-1-(3) 「行政機関が迅速に災害対応できない」ことを回避

①初動体制の整備

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・大規模災害時の即応体制の確保のためには、被災後の職員の動員体制や具体的な実施事項を明確にしておく必要がある。
- ・本町では、大月町事業継続計画を策定し、組織や人員配置の状況に応じた見直しを図るとともに、各所属で防災対応マニュアル（令和元年10月改訂）を作成し、災害時における初動対応等の明確化に努めており、訓練等を通じて実行性を高める必要がある。

【推進方針】

- ・大規模災害時において資源（人、物、情報等）が制約を受けた場合でも、行政機能の維持が図られ、一定の業務を的確に行えるよう、随時、業務継続計画の見直し等に努める。
- ・各所属において、所属員への防災対応マニュアルの周知を図るとともに、防災対応マニュアルに基づき、災害発生時の参集や初動対応、応急対策業務に関する訓練等を実施し、円滑な災害対応への備えに努める。

②職員の資質向上

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・ 職員の危機管理能力の向上を図るため、研修や訓練等を充実する必要がある。
- ・ 毎年度、2回の防災訓練を実施しており、職員の防災意識の向上等に努めているところであり、引き続き、様々な災害を想定した訓練を実施していく必要がある。

【推進方針】

- ・ 職員一人ひとりの危機管理能力の向上を図るため、各種研修への積極的な参加や防災訓練の実施、国・県等との合同訓練への参加等に取り組むとともに、防災士の資格取得の促進に努める。
- ・ 防災訓練の実施においては、訓練の結果を踏まえた問題点の洗い出しや改善策の検討を行い、各種の計画やマニュアル等への反映に努める。

③災害対策本部の強化

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・ 災害が発生した場合に、初動時の迅速な情報収集・集約、応急対策等を行うための指揮系統として、町災害対策本部が重要な役割を担う。
- ・ そのため、災害が発生した際に、速やかに災害対策本部を設置し、円滑な災害対応が図られるよう、災害対策本部の設置箇所の機能強化を図る必要がある。

【推進方針】

- ・ 災害時の初動対応や応急対策等の指揮系統となる災害対策本部の円滑な設置や運営に向け、災害対策本部のレイアウトの事前検討や必要な資機材の整備等に努める。
- ・ 災害対策本部の速やかな設置・運営に向け、災害対策本部の設置・運営訓練等の実施に努める。

④受援体制の構築（関連施策番号 2-3-(2)②）

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・ 大規模災害発生時は、町職員の限られた人員だけで災害対応業務等を行うことは困難であり、周辺市町村や県、県外の自治体からの応援職員の受入を行う必要がある。
- ・ 応援職員の受入体制の構築に向け、県内外の自治体との連携強化を図るとともに、受援計画の策定等に努める必要がある。

表 災害時の相互応援に関する協定

名称	相手方名称等	協定内容	締結日
高知県内市町村災害時相互応援協定	県内 34 市町村 (全市町村)	相互応援全般	H20. 1
四国西南サミット災害時相互応援協定	四国西南サミット (愛媛県 7 市町、高知県 6 市町)	相互応援全般	H23. 5

【推進方針】

- ・大規模災害発生時は、周辺市町村や県、他県、防災関係機関からの応援職員等を受け入れることが必須となるため、受援計画の策定や防災拠点の機能強化等に努める。
- ・大月町応急期機能配置計画（平成 29 年 3 月）では、応急救助機関の活動拠点として、「ふれあいパーク大月（北側駐車場）」が位置付けられており、受入れ機関等の調整を図る。また、県や周辺市町村と連携を図りながら、広域的な視点を加味した応急期機能配置計画の見直しに努める。なお、帰宅困難者受入施設として、ふれあいパーク大月の活用が想定されていることから、災害発生からの時間経過に応じて求められる役割等を踏まえながら、利用のルール等の検討に努める。
- ・関係機関と連携した訓練を実施し、受援体制の構築と実行性の向上を推進する。

事前に備えるべき目標 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

リスクシナリオ 4-1 防災関係機関が情報通信の長期停止により災害情報が伝達できない事態

4-1-(1) 「情報通信の長期停止により災害情報が伝達できない」ことを回避

①情報伝達・収集手段の多重化及び周知（関連施策番号 3-1-(1)②）

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・南海トラフ地震等の大規模災害の発生時においても、国や県、関係機関等と、迅速かつ的確な情報伝達・収集を行うため、情報伝達・収集手段の多重化が必要である。

【推進方針】

- ・南海トラフ地震等の大規模災害の発生時においても、国や県、関係機関等との迅速かつ的確な情報伝達・収集を行うため、高知県防災行政無線システムの活用能力の向上に努める。
- ・防災行政無線をはじめとした情報伝達・収集手段の多重化を図るとともに、災害に強い施設整備に努める。また、津波等により孤立が想定される地区においては、防災行政無線を双方向から通信できる機器（アンサーバック機能）の整備等を進めており、情報網の遮断防止に努める。
- ・災害が発生した際に、自主防災組織や地域住民が防災行政無線（アンサーバック機能）等の通信手段を適切に使用することができるよう、防災訓練等の機会を活用して使用方法の周知に努める。

②通信インフラ等の早期復旧（関連施策番号 2-1-(1)③、5-1-(1)②、6-1-(1)①）

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・大規模災害時に、通信インフラの維持が図られるとともに、被災した場合の早期の復旧を促す体制を構築しておく必要がある。
- ・通信インフラの早期の復旧に備え、ライフライン事業者や復旧を行う事業者等との協定の締結を行っており、実行性のある体制を構築することが必要である。

表 災害時の通信インフラの復旧等に関する協定

名称	相手方名称等	協定内容	締結日
災害時における電気設備等の復旧に関する協定書	宿毛地区電気工事業組合	電気設備復旧	H24. 2
災害時の協力に関する協定書	四国電力株式会社中村支店	災害時協力	H25. 5
災害時における電気通信設備等の復旧に係る相互協力に関する協定書	西日本電信電話(株)高知支店	災害時協力	H26. 11

【推進方針】

- ・大規模災害時に備え、通信事業者や電力会社等に対して、所有する施設の耐震化対策や老朽化対策を促す。
- ・災害が発生した際に、各ライフライン事業者等の復旧作業時において必要となる活動拠点や資材置場等の確保に努める。
- ・大月町応急期機能配置計画（平成 29 年 3 月）では、応急救助機関の活動拠点として、「ふれあいパーク大月（北側駐車場）」が位置付けられており、受入れ機関等の調整を図る。なお、高知県ライフライン協議会にて、事業者間の調整等の検討が進められていることから、検討結果を踏まえて、必要な対策等に努める。また、帰宅困難者受入施設として、ふれあいパーク大月の活用が想定されていることから、災害発生からの時間経過に応じて求められる役割等を踏まえながら、利用のルール等の検討に努める。
- ・ライフラインの早期復旧に向け、各ライフライン事業者等と協定の締結を行っており、平常時から顔の見える関係の構築に努めるとともに、合同訓練等の実施を検討する。

リスクシナリオ 4-2 災害時に活用する情報サービスの機能停止による避難行動の遅れ等で、多数の死傷者が発生する事態

4-2-(1) 「地震情報や避難指示が伝わらない」ことを回避

①住民への確実な情報伝達

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・大規模災害発生時において、住民に対して、避難指示などの情報を確実に伝達するためには、防災行政無線をはじめとした情報伝達手段の多様化が必要である。

【推進方針】

- ・大規模災害発生時において、住民に対して、避難指示などの情報を確実に伝達するため、防災行政無線や広報車をはじめ、町ホームページや SNS の活用など、情報伝達手段の多様化等に努める。
- ・地域情報格差の解消と住民が安心・安全に暮らせるまちづくりをめざし、町内全戸への光ケーブル引込による情報通信網の整備を行い、防災放送用の告知端末の全戸貸与に取り組んでいる。引き続き、確実な情報伝達に向け、告知端末の貸与や適正な運用に努める。
- ・住民に対して、災害情報共有システム（L-ALERT）や全国瞬時警報システム（J-ALERT）、緊急速報メール等から発信される情報の種類等に関する啓発に努める。また、高知県防災アプリへの登録等を促し、気象情報や避難情報等の情報を受け取る機会の多重化に努める。

②観光客等への対策

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・観光客や通行者などの地理不案内者が町内で災害にあった際に、確実に避難できるよう、来訪者等に対してわかりやすい避難場所等の情報提供を行う必要がある。
- ・本町の海岸沿いは、足摺宇和海国立公園に指定されており、多くの観光客等が訪れている。自然景観の保護を図るとともに、平時の利用及び災害時の避難における安全確保に努める必要がある。

【推進方針】

- ・観光客や通行者などの地理不案内者が確実に避難できるよう、主要な観光施設等において、災害リスクや避難場所等の情報発信のための標識等の整備に努める。
- ・足摺宇和海国立公園への来訪者の平時の利用及び災害時の安全を確保するため、危険箇所の排除や主要導線の整備等に努める。
- ・大規模災害時に、観光客等が避難者になることを想定し、一時的に滞在できる施設等の整備について、関係機関と連携を図りながら検討する。

事前に備えるべき目標 5 経済活動を機能不全に陥らせない

リスクシナリオ 5-1 事業活動が再開できないことによる雇用状況の悪化や経済が停滞する
事態

5-1-(1) 「事業活動が再開できないことにより雇用状況の悪化や経済が停滞する」ことを回避

①事業活動の早期再開に向けた取組

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・大規模災害発生後、速やかな地域の復旧・復興につなげていくためには、地域の経済活動が維持されることが重要である。そのため、事業者の被害軽減や事業の早期再開等が図られるよう、施設の耐震化や事業継続計画策定等の取組を促していく必要がある。

【推進方針】

- ・災害が発生した際においても、事業者の事業活動の継続が図られ事業活動を早期に再開させるため、商工会等との連携のもと、事業継続計画の策定等の取組を促すための啓発等に努める。
- ・従業員の被災は、事業活動の再開に大きく影響するため、住環境整備事業等を活用した事業所の耐震化や災害時行動マニュアルの作成、防災訓練の実施等を促す。

②ライフライン等の早期復旧（関連施策番号 2-1-(1)③、4-1-(1)②、6-1-(1)①）

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・事業活動の再開には、交通、物流、ライフライン（水道、電気、ガス、通信）の復旧が重要な要素となることから、高知県ライフライン協議会の検討を踏まえた対策の推進が必要である。
- ・ライフラインの早期の復旧に備え、ライフライン事業者や復旧を行う事業者等との協定の締結を行っており、実行性のある体制を構築することが必要である。

表 災害時の通信インフラの復旧等に関する協定

名称	相手方名称等	協定内容	締結日
災害時における電気設備等の復旧に関する協定書	宿毛地区電気工事業組合	電気設備復旧	H24. 2
災害時の協力に関する協定書	四国電力株式会社中村支店	災害時協力	H25. 5
災害時における電気通信設備等の復旧に係る相互協力に関する協定書	西日本電信電話(株)高知支店	災害時協力	H26. 11

【推進方針】

- ・災害が発生した際に、各ライフライン事業者等の復旧作業時において必要となる活動拠点や資材置場等の確保に努める。
- ・大月町応急期機能配置計画（平成29年3月）では、応急救助機関の活動拠点として、「ふれあいパーク大月（北側駐車場）」が位置付けられており、受入れ機関等の調整を図る。なお、帰宅困難者受入施設として、ふれあいパーク大月の活用が想定されていることから、災害発生からの時間経過に応じて求められる役割等を踏まえながら、利用のルール等の検討に努める。
- ・事業活動の早期再開に向けた条件整備として、交通、物流、ライフライン（水道、電気、ガス、通信）の速やかな復旧が重要な要素であるため、高知県ライフライン復旧対策協議会等の検討結果に基づき、必要な対策等に努める。
- ・ライフラインの早期復旧に向け、各ライフライン事業者等と協定の締結を行っており、平常時から顔の見える関係の構築に努めるとともに、合同訓練等の実施を検討する。

③防災関係の産業育成

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・県では、南海トラフ地震への備えと連動した防災関連産業の振興を図るため、「高知県防災関連製品認定制度」等の取組を進めている。
- ・新たな産業興しとして、本町においても、防災関連製品等の開発等に取り組む地場企業の支援等に努める必要がある。

【推進方針】

- ・本町の新たな産業興しの一環として、防災関連製品等の開発に取り組む地場企業の支援に努める。
- ・県内防災関連製品・技術の普及拡大による防災力・減災力の向上及び県経済の活性化を図るため、防災関係の製品、技術の地産地消・地産外商、産業育成を推進する。

リスクシナリオ5-2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等が発生する事態

5-2-(1) 「重要な産業施設の損壊、火災、爆発等が発生する」ことを回避

①危険物施設の安全対策（関連施策番号7-3-(1)①）

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・災害時において、危険物製造所等が被災し、施設の火災や爆発、有害物質等の拡散が生じた際には、地域の復旧・復興に大きな支障となるおそれがあることから、被害の発生抑制や拡大防止等の対策を検討する必要がある。

表 危険物製造所等（平成31年4月1日現在）

製造所別の区分		施設数 (幡多西部消防)	施設数 (大月町)
製造所		—	—
貯蔵所	屋内貯蔵所	3	—
	屋外貯蔵所	2	—
	屋内タンク	4	1
	屋外タンク	32	6
	地下タンク	25	5
	簡易タンク	3	2
	移動タンク	26	5
	小計	95	19
取扱所	給油取扱所	56	20
	一般取扱所	29	6
	販売取扱所	1	0
	小計	86	26
合計		181	45

参照：幡多西部消防年報

【推進方針】

- ・災害時において、危険物製造所等の爆発や有害物質等の拡散等を防止するため、町内の事業所等における危険物の保有・管理状況の把握に努めるとともに、適切な安全管理等を促す。

リスクシナリオ5-3 基幹的交通ネットワークの機能が停止する事態

5-3-(1) 「基幹的交通ネットワークが機能停止する」ことを回避

①道路ネットワークの強化（関連施策番号2-1-(2)①、6-4-(1)①）

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・大規模災害時においても基幹的交通ネットワークの機能を確保するためには、国や県等と連携を図りながら、高知県道路啓開計画や高知県緊急輸送道路ネットワーク計画に位置付けられたルート等の強化を図っていく必要がある。

【推進方針】

- ・大規模災害時においても基幹的交通ネットワークの機能を確実に確保するため、国や県と連携を図りながら、災害に強い道路ネットワークの構築に向けた道路整備、改良、道路法面対策等に努める。
- ・災害時に重要な役割を担う緊急輸送道路等の通行を確保するため、住宅の耐震化やブロック塀等の安全対策、老朽住宅の除却、沿道建築物の耐震化等を、住環境整備事業等を活用して着実に推進する。

②海上輸送ネットワークの強化（関連施策番号 2-1-(2)②、6-4-(1)②）

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・本町には、周防形漁港、安満地漁港、一切漁港、竜ヶ迫漁港、尾浦漁港、小才角漁港、檜ノ浦漁港、西泊漁港、橘浦漁港の町管理9漁港が、古満目漁港、柏島漁港、泊浦漁港の県管理3漁港がある。
- ・南海トラフ巨大地震や土砂災害対策、台風等による波浪等の大規模災害時には、道路啓開よりも海上からの輸送を行うことが効果的な場合もあることから、海上からの輸送拠点となる各漁港の強化等に努める必要がある。

【推進方針】

- ・南海トラフ巨大地震や土砂災害、台風等による波浪等の大規模災害時には、海上からの輸送が効果的な場合もあることから、漁港施設等について、県と連携を図りながら、長寿命化計画や保全計画書等に基づき、計画的な老朽化対策の推進等に努める。

③速やかな道路啓開の実現（関連施策番号 2-1-(2)④、6-1-(1)②、6-4-(1)③）

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・防災拠点へ至るルート of 啓開を早期に完了することができるよう、県が策定している道路啓開計画に基づき、実行性を高める必要がある。
- ・本町では、災害時の応急対策等に関する協定を締結しており、協力機関と連携のもと、道路啓開体制の強化に努める必要がある。

表 災害時の応急対策等に関する協定

名称	相手方名称等	協定内容	締結日
大規模災害時における支援活動に関する協定	高知県西部舗装協会	災害時支援	H26. 5
災害時の応急対策活動協力に関する協定書	大月町建設協会	災害時協力	H26. 4

【推進方針】

- ・防災拠点へ至るルート of 啓開を早期に完了することができるよう、県の道路啓開計画に基づき、道路啓開体制の強化等に努める。また、県が実施する訓練等への参加や、関係機関との道路啓開情報の共有方法の検討に努める。
- ・災害が発生した際においても、道路啓開の担い手となる建設事業者の事業活動の継続が図られ事業活動を早期に再開させるため、事業継続計画の策定等の取組を促すための啓発等に努める。

リスクシナリオ 5-4 金融サービス等の機能停止による住民生活への甚大な影響が発生する
事態

5-4-(1) 「金融サービス等の機能停止により住民生活への甚大な影響が生じる」ことを回避

①金融サービス等の維持

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・経済活動の維持には、金融サービス等の維持が重要であることから、金融機関等における各種の防災対策等の取組を促す必要がある。

【推進方針】

- ・町内の金融機関等に対して、建物の耐震化やシステムのバックアップ、事業継続計画の策定などの防災対策の取組を促す。

リスクシナリオ 5-5 食料等の安定供給が停滞する事態

5-5-(1) 「生産基盤等が致命的な被害を受け、食料等を生産できない」ことを回避

①農業基盤の強化（関連施策番号 7-4-(1)①）

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・農業基盤整備や農業水利施設の耐震化等を進めておく必要がある。
- ・被災した農地や農業用施設、林地、林業施設、漁港施設等の早期復旧・復興に向けた支援制度の理解を深めておく必要がある。

【推進方針】

- ・大規模災害発生時においても、農林水産業の被害を軽減し、安定した食料生産と地域産業の維持を図るため、農地整備や農業水利施設の耐震化、林道整備、漁港施設の強化等に努める。
- ・南海トラフ地震による強い揺れや液状化などにより、農業用燃料タンクから油が流出し、火災等が生じることを防ぐため、「転倒しても油が漏れないタンク」や「防油堤」の整備などの防災対策に関する啓発に努める。
- ・災害の発生により被災した農地・林地、農業用施設、林業施設、漁港施設の早期復旧・復興に向けた支援制度等について、農林漁業従事者や町職員の理解を深め、速やかな活用につながるよう努める。

②早期の生産・流通活動の再開

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・ 早期に生産・流通活動を再開するためには、流通・販売等の中心となる役割を担う農業協同組合や森林組合、漁業協同組合等の事業継続体制が必要である。
- ・ なお、すくも湾漁業協同組合では、災害発生時の関係者の安全確保や被害を最小限にとどめる対策、水産物の生産流通活動の早期再開などを定めた「すくも湾漁協水産事業継続計画」を策定しており、関係機関や漁業者等への周知に努める必要がある。

【推進方針】

- ・ 早期に生産・流通活動を再開するため、農業・林業・水産業の業界団体による事業継続体制の整備を推進する。

③鳥獣被害等の防止（関連施策番号 1-4-(1)⑤）

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・ 有害鳥獣による農作物への被害は町内全域で発生しており、鳥獣害対策は、平時においても重要な課題となっている。
- ・ 災害に備え、耕作放棄地を減らし農地を確保するためには、防護柵の整備をはじめとした、農作物等を鳥獣被害から守るための取組が必要である。

【推進方針】

- ・ 有害鳥獣被害は、農業者の営農意欲を低下させ、耕作放棄地増加の一因になり、また、耕作放棄地の増加がさらなる被害を招くという悪循環を生じさせる。鳥獣被害の防止を図り、地域の農業者の営農活動の維持に向け、シカを含む有害鳥獣の捕獲（駆除）や防護柵の整備等に努める。

事前に備えるべき目標 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

リスクシナリオ 6-1 電気、石油、ガスの供給機能が停止する事態

6-1-(1) 「電気、石油、ガスの供給機能が停止する」ことを回避

①ライフラインの耐災害性の向上（関連施策番号 2-1-(1)③、4-1-(1)②、5-1-(1)②）

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・ライフライン（水道、電気、ガス、通信）を早期に復旧するためには、事業者の対応拠点や燃料等の資源の確保が課題となっており、これらの対応策について検討を進め、その結果に基づいてライフライン事業者と地方自治体で連携した取組が必要である。
- ・ライフラインの早期の復旧に備え、ライフライン事業者や復旧を行う事業者等との協定の締結を行っており、実行性のある体制を構築することが必要である。

表 災害時のライフライン等の復旧に関する協定

名称	相手方名称等	協定内容	締結日
災害時における電気設備等の復旧に関する協定書	宿毛地区電気工事業組合	電気設備復旧	H24. 2
災害時の協力に関する協定書	四国電力株式会社中村支店	災害時協力	H25. 5
災害時における電気通信設備等の復旧に係る相互協力に関する協定書	西日本電信電話(株)高知支店	災害時協力	H26. 11

【推進方針】

- ・災害が発生した際に、各ライフライン事業者等の復旧作業時において必要となる活動拠点や資材置場等の確保に努める。
- ・大月町応急期機能配置計画（平成 29 年 3 月）では、応急救助機関の活動拠点として、「ふれあいパーク大月（北側駐車場）」が位置付けられており、受入れ機関等の調整を図る。なお、高知県ライフライン協議会にて、事業者間の調整等の検討が進められていることから、検討結果を踏まえて、必要な対策等に努める。また、帰宅困難者受入施設として、ふれあいパーク大月の活用が想定されていることから、災害発生からの時間経過に応じて求められる役割等を踏まえながら、利用のルール等の検討に努める。
- ・ライフラインの早期復旧に向け、各ライフライン事業者等と協定の締結を行っており、平常時から顔の見える関係の構築に努めるとともに、合同訓練等の実施を検討する。

②速やかな道路啓開の実現（関連施策番号 2-1-(2)④、5-3-(1)③、6-4-(1)③）

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・ライフライン等が停止した際の復旧には、道路啓開が不可欠であり、防災拠点へ至るルートへの啓開を早期に完了することができるよう、県が策定している道路啓開計画に基づき、実行性を高める必要がある。
- ・本町では、災害時の応急対策等に関する協定を締結しており、協力機関と連携のもと、道路啓開体制の強化に努める必要がある。

表 災害時の応急対策等に関する協定

名称	相手方名称等	協定内容	締結日
大規模災害時における支援活動に関する協定	高知県西部舗装協会	災害時支援	H26. 5
災害時の応急対策活動協力に関する協定書	大月町建設協会	災害時協力	H26. 4

【推進方針】

- ・防災拠点へ至るルートへの啓開を早期に完了することができるよう、県の道路啓開計画に基づき、道路啓開体制の強化等に努める。また、県が実施する訓練等への参加や、関係機関との道路啓開情報の共有方法の検討に努める。
- ・災害が発生した際においても、道路啓開の担い手となる建設事業者の事業活動の継続が図られ事業活動を早期に再開させるため、事業継続計画の策定等の取組を促すための啓発等に努める。

③燃料の備蓄（関連施策番号 2-1-(2)⑤）

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・燃料供給関連施設が停止した場合においても、物資配送等をはじめとした初動・応急対策に取り組む必要があり、活動に必要な車両の燃料確保のため、燃料の備蓄が必要である。
- ・大規模災害時の燃料不足に備えて、車両への燃料備蓄を官民協働で行う必要がある。

【推進方針】

- ・物資配送等に必要となる車両の燃料を確保するため、高知県燃料確保計画（平成30年5月）等を参考にしながら、燃料の備蓄に努める。
- ・住民による燃料備蓄の取組を促すため、県が行っている「車の燃料が半分になる前に満タン給油」の呼びかけ等、住民への啓発に努める。

④LPガスの確保

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・防災拠点や避難所等へ、生活に必要なLPガスを速やかに供給できるようにしておく必要がある。

【推進方針】

- ・災害時においても、LPガスを供給できるように、周辺市町村や事業所等との連携のもと、LPガスの確保に向けた対策を検討する。
- ・防災拠点や避難所等へのLPガスの供給を想定した訓練等に努める。

⑤エネルギー供給の多様化

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・災害に強いエネルギーの確保や供給源の多様化に向け、災害時に活用が想定される施設等においては、新エネルギー導入等の検討を進める必要がある。
- ・災害時に災害対策本部となる役場や消防署、また、長期避難所施設になる大月小学校、大月中学校、東部体育館には、安定的な電力供給を目的とした太陽光発電施設及び蓄電池設備を整備している。

表 太陽光等整備計画

	施設	整備状況
防災拠点	庁舎	発電設備 20kw・蓄電池 16kwh
	消防分署	発電設備 10kw・蓄電池 16kwh
拠点避難所	大月小学校・大月中学校	発電設備 20kw・蓄電池 17kwh
	東部体育館	発電設備 10kw・蓄電池 17kwh

【推進方針】

- ・エネルギー供給源の多様化に向け、災害時に重要となる公共施設等については、引き続き、自立・分散型エネルギー導入の検討に努める。

リスクシナリオ 6-2 上水道等の供給が長期間にわたり停止する事態

6-2-(1) 「上水道等が長期間にわたり供給停止する」ことを回避

①水源の確保

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・大規模災害時に速やかに飲料水や生活用水を給水できるように、水源の確保が必要である。
- ・特に、本町は、山がそのまま海へとつながる地形で、大きな河川もないことから、幾度も渇水が発生しており、その対策が重要な課題となっている。そのような中で、高知県により春遠ダムの建設が進められており、その整備促進を図っていく必要がある。

【推進方針】

- ・飲料水や生活水の確保のため、春遠ダムの建設促進を図るとともに、水源としてため池を活用する計画策定等の検討に努める。

②水道施設の耐震化等（関連施策番号 2-1-(1)②）

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・本町の水道は、簡易水道事業であり、昨今の経済状況の悪化や人口減少等から、経営状況が厳しくなることが想定されている。
- ・ほとんどの施設は、施設整備後 30 年から 50 年近く経過しており、老朽化が顕著となっている。
- ・そのような中で、水道施設の耐震化、老朽化対策を着実に推進するとともに、応急給水活動を速やかに実施できる体制や水供給体制の早期復旧の体制の整備が必要である。

【推進方針】

- ・簡易水道事業を将来にわたって安定的に事業を継続させるため、「大月町簡易水道事業経営戦略」（令和 2 年 3 月）を策定しており、適切なインフラの更新と財務の健全性の確保の両立に努める。
- ・災害時において水道施設に損傷が生じる事態に備え、応急給水に必要な機器等の備えに努めるとともに、県や周辺市町村等との連携強化に努める。

リスクシナリオ 6-3 汚水処理施設等が長期間にわたり機能停止する事態

6-3-(1) 「汚水処理施設等が長期間にわたり機能停止する」ことを回避

①汚水処理機能の早期復旧（関連施策番号 2-6-(1)②）

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・本町の下水道は、柏島地区における漁業集落排水処理施設が整備されている以外は、個人による浄化槽となっている。
- ・本町では、合併処理浄化槽の設置者に対する支援を行っており、幅広い周知に努める必要がある。

- ・環境衛生面の維持に下水道が果たす役割は大きく、下水管渠の耐震化等に取り組む必要がある。また、災害時に下水道施設が被災した際の備えとして、簡易トイレや仮設トイレの確保等に努める必要がある。

表 合併処理浄化槽設置整備事業補助金の活用実績

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1
合併浄化槽設置整備事業補助金	10	11	12	12	12	15	11	6	7	10

出典：町提供資料

【推進方針】

- ・大月町生活排水処理施設整備計画に基づき、漁業集落排水処理施設の下水管渠の耐震化や経年劣化した施設の更新等に努める。
- ・汚水処理施設が被災した際の早期の復旧に向けた体制の強化等に努める。
- ・合併浄化槽は、分散型の生活排水処理施設であり、災害に強いと言われていることから、老朽化した単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促す。
- ・災害時のトイレ不足に対応するため、仮設トイレの確保を図るとともに、収集・処理体制の構築に努める。

リスクシナリオ 6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

6-4-(1) 「地域交通ネットワークが分断する」ことを回避

①道路ネットワークの強化（関連施策番号 2-1-(2)①、5-3-(1)①）

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・大規模災害時においても基幹的交通ネットワークの機能を確保するためには、国や県等と連携を図りながら、高知県道路啓開計画や高知県緊急輸送道路ネットワーク計画に位置付けられたルート等の強化を図っていく必要がある。

【推進方針】

- ・大規模災害時においても基幹的交通ネットワークの機能を確実に確保するため、国や県と連携を図りながら、災害に強い道路ネットワークの構築に向けた道路整備、改良、道路法面对策等に努める。
- ・災害時に重要な役割を担う緊急輸送道路等の通行を確保するため、住宅の耐震化やブロック塀等の安全対策、老朽住宅の除却、沿道建築物の耐震化等を、住環境整備事業等を活用して着実に推進する。

②海上輸送ネットワークの強化（関連施策番号 2-1-(2)②、5-3-(1)②）

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・本町には、周防形漁港、安満地漁港、一切漁港、竜ヶ迫漁港、尾浦漁港、小才角漁港、檜ノ浦漁港、西泊漁港、橘浦漁港の町管理9漁港が、古満目漁港、柏島漁港、泊浦漁港の県管理3漁港がある。
- ・南海トラフ巨大地震や土砂災害対策、台風等による波浪等の大規模災害時には、道路啓開よりも海上からの輸送を行うことが効果的な場合もあることから、海上からの輸送拠点となる各漁港の強化等に努める必要がある。

【推進方針】

- ・南海トラフ巨大地震や土砂災害、台風等による波浪等の大規模災害時には、海上からの輸送が効果的な場合もあることから、漁港施設等について、県と連携を図りながら、長寿命化計画や保全計画書等に基づき、計画的な老朽化対策の推進等に努める。

③速やかな道路啓開の実現（関連施策番号 2-1-(2)④、5-3-(1)③、6-1-(1)②）

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・防災拠点へ至るルート of 啓開を早期に完了することができるよう、県が策定している道路啓開計画に基づき、実行性を高める必要がある。
- ・本町では、災害時の応急対策等に関する協定を締結しており、協力機関と連携のもと、道路啓開体制の強化に努める必要がある。

表 災害時の応急対策等に関する協定

名称	相手方名称等	協定内容	締結日
大規模災害時における支援活動に関する協定	高知県西部舗装協会	災害時支援	H26. 5
災害時の応急対策活動協力に関する協定書	大月町建設協会	災害時協力	H26. 4

【推進方針】

- ・防災拠点へ至るルート of 啓開を早期に完了することができるよう、県の道路啓開計画に基づき、道路啓開体制の強化等に努める。また、県が実施する訓練等への参加や、関係機関との道路啓開情報の共有方法の検討に努める。
- ・災害が発生した際においても、道路啓開の担い手となる建設事業者の事業活動の継続が図られ事業活動を早期に再開させるため、事業継続計画の策定等の取組を促すための啓発等に努める。

④公共交通の維持

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・本町の公共交通を担うバス路線事業者においては、災害発生時の被害を最小限にとどめ、早期の事業活動が再開できるよう、事業継続計画の策定等を促す必要がある。

【推進方針】

- ・住民の生活や産業の活動を支える公共交通の維持に向け、町内路線バス運行事業者や道路管理者等との連携強化を図り、関係機関との情報共有体制の構築等に努める。

事前に備えるべき目標 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

リスクシナリオ 7-1 地震火災・津波火災により市街地等の延焼が拡大する事態

7-1-(1) 「地震火災により住家等の延焼が拡大する」ことを回避

①地震火災対策

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・地震火災は、広い範囲で同時に発生し、大規模な火災につながるおそれがあることから、出火防止対策や延焼防止対策等に取り組むことが必要である。
- ・地震火災対策に対しては、個人の家から火を出さないための「出火防止」、出火しても消防団等による消火活動によって火災の拡大を防止する「延焼防止」が重要であり、家庭や地域における火災対策の取組みを促していく必要がある。

【推進方針】

- ・出火を防止するため、住宅用火災警報器や感震ブレーカーの普及を図るとともに、感震ブレーカーが設置できない場合には避難するときにブレーカーを落とすことの啓発に努める。
- ・延焼防止対策として、住環境整備事業等を活用した住宅・建築物の防火性能等の安全確保や狭い道路網の解消等を図り、安全な町並みの形成に努める。
- ・家庭や地域における出火防止の徹底、初期消火体制の強化等を図るため、家庭や地域での初期消火資機材の充実や消防団の充実等に努める。

②屋外燃油対策

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・津波火災を引き起こす要因の一つである、漁業用屋外燃油タンク等からの燃料流出を防ぐため、関係機関と連携して屋外燃油タンク対策が必要である。
- ・特に、町内漁港に設置している燃油タンクは老朽化しており、必要に応じて更新していく必要がある

【推進方針】

- ・津波火災を引き起こす要因の一つである、漁業用屋外燃油タンク等からの燃料流出を防ぐため、関係機関と連携して屋外燃油タンク対策に努める。

リスクシナリオ 7-2 ため池等の損壊・機能不全による二次災害が発生する事態

7-2-(1) 「ため池、ダム、天然ダム等の損壊・機能不全により二次災害が発生する」ことを回避

①ため池の耐震化等

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・本町には、23 箇所のため池があり、そのうち7箇所が防災重点ため池となっている。
- ・豪雨や地震等により、農業用ため池が被災すると、甚大な被害が発生するおそれがあることから、耐震性を有していないため池については、耐震化に取り組むとともに、迅速な避難行動につながる対策等を進める必要がある。

表 農業用ため池の一覧

名称	所在地	堤高	堤頂長	総貯水量	防災重点ため池
牛の池田	弘見 4314	20.1m	105m	138,200 m ³	有
宮ノ越 (姫ノ井)	姫ノ井 1394-1	23.0m	80m	172,000 m ³	有
野々木	芳ノ沢 1010	1.0m	12m	3,059 m ³	
かづら表	芳ノ沢 156-1	9.8m	69m	24,000 m ³	
坂本	芳ノ沢 108	7.0m	26m	4,516 m ³	
山ノ神	芳ノ沢 501	9.0m	21m	5,437 m ³	
白岩	弘見 1949-イ	6.9m	16m	16,440 m ³	有
宮ノ下	芳ノ沢 1363	9.5m	48m	21,120 m ³	有
田城	弘見 818	2.0m	14m	1,040 m ³	有
大駄場	姫ノ井 1807-15	7.3m	40m	4,000 m ³	
枝折	弘見 544	2.5m	38m	1,060 m ³	
駄場	清王 89	3.0m	14m	120 m ³	
大谷	清王 179-4	2.2m	21m	330 m ³	
才角	才角	3.5m	22m	1,200 m ³	有
天皇	平山 285	3.5m	16m	1,000 m ³	
下坂本	清王	1.6m	18m	180 m ³	
長谷	弘見	4.0m	23m	1,050 m ³	
トヲス(1)	弘見 5035	3.2m	18m	690 m ³	
トヲス(2)	弘見 5051	4.4m	22m	380 m ³	
ナシケ森	弘見 4309-9	4.0m	16m	350 m ³	
奥長沢	弘見 4191-52	3.3m	22m	750 m ³	
ナナカマス	弘見 5005	3.0m	34m	1,260 m ³	有
大駄場	弘見 4932	5.0m		760 m ³	

高知県HP（農業用ため池データベース）参照

【推進方針】

- ・防災重点ため池等の耐震診断を実施するとともに、耐震性を有していないため池等については、県等と連携を図りながら耐震化を着実に推進する。
- ・万が一、ため池が決壊した場合に備え、浸水想定区域を示したため池ハザードマップの作成に努める。

リスクシナリオ7-3 有害物質等が大規模拡散・流出する事態

7-3-(1) 「有害物質の大規模拡散・流出が発生する」ことを回避

①危険物施設の安全対策（関連施策番号 5-2-(1)①）

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・災害時において、危険物製造所等が被災し、施設の火災や爆発、有害物質等の拡散が生じた際には、地域の復旧・復興に大きな支障となるおそれがあることから、被害の発生抑制や拡大防止等の対策を検討する必要がある。

【推進方針】

- ・災害時において、危険物製造所等の爆発や有害物質等の拡散等を防止するため、町内の事業所等における危険物の保有・管理状況の把握に努めるとともに、適切な安全管理等を促す。

リスクシナリオ7-4 農地・森林等の被害により国土が荒廃する事態

7-4-(1) 「農地・森林等の被害により国土が荒廃する」ことを回避

①産業基盤の強化（関連施策番号 5-5-(1)①）

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・農業基盤整備や農業水利施設の耐震化等を進めておく必要がある。
- ・被災した農地や農業用施設、林地、林業施設、漁港施設等の早期復旧・復興に向けた支援制度の理解を深めておく必要がある。

【推進方針】

- ・大規模災害発生時においても、農林水産業の被害を軽減し、安定した食料生産と地域産業の維持を図るため、農地整備や農業水利施設の耐震化、林道整備、漁港施設の強化等に努める。
- ・南海トラフ地震による強い揺れや液状化などにより、農業用燃料タンクから油が流出し、火災等が生じることを防ぐため、「転倒しても油が漏れないタンク」や「防油堤」の整備などの防災対策に関する啓発に努める。
- ・災害の発生により被災した農地・林地、農業用施設、林業施設、漁港施設の早期復旧・復興に向けた支援制度等について、農林漁業従事者や町職員の理解を深め、速やかな活用につながるよう努める。

②森林保全

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・ 荒廃林地の復旧や森林の機能保全のため、森林の適正管理を行う必要がある。

【推進方針】

- ・ 森林が有する多面的機能を保持するため、森林整備や地すべり対策など、治山対策を進める。

事前に備えるべき目標 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

リスクシナリオ8-1 復興指針や土地利用方針が決まらず復興が大幅に遅れる事態

8-1-(1) 「土地利用方針や復興方針が決まらず復旧・復興が大幅に遅れる」ことを回避

①復興方針の事前検討

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・大規模な津波被害が想定されている沿岸部では、避難体制の強化等とあわせて、速やかに復興に取り組むようにするため、復興のための事前準備、復興組織体制や復興方針の事前検討等に取り組む必要がある。

【推進方針】

- ・被災したとしても速やかに復興に取り組むようにするため、復興のための事前準備、復興組織体制や復興方針の事前検討等の検討に努める。
- ・特に、津波被害によって面的な被害が想定される沿岸部の集落においては、被災後の住まいの確保に向けた事前検討等に努める。
- ・復興方針の事前検討に当たっては、平常時における人口減少や過疎化等の地域の課題解決につながる対策等も含めた検討に取り組む。

8-1-(2) 「復興工事が進まず復旧・復興が遅れる」ことを回避

①建設業との連携強化

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・道路啓開や公共施設等の復旧・復興等の工事を速やかに実施するためには、建設事業者等の確保が不可欠であり、建設事業者の業務継続の支援や連携強化等に取り組む必要がある。
- ・本町では、災害時の応急対策等に関する協定を締結しており、復興工事の実施体制の強化等に努める必要がある。

表 災害時の応急対策等に関する協定

名称	相手方名称等	協定内容	締結日
大規模災害時における支援活動に関する協定	高知県西部舗装協会	災害時支援	H26. 5
災害時の応急対策活動協力に関する協定書	大月町建設協会	災害時協力	H26. 4

【推進方針】

- ・ 応急復旧工事を速やかに実施するため、事業の継続や資機材の確保、重機の確保、技術者・職人等の確保ができるように、建設業のBCP策定を促す。

②健全な復興事業

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・ 健全な復旧事業を行うためには、復興に伴う工事等から反社会的勢力を排除する必要がある。

【推進方針】

- ・ 指名競争入札業者において、暴力団排除に関する協定により、町の事務及び事業における暴力団の排除を継続し、健全な復興事業の推進に努める。

リスクシナリオ 8-2 災害廃棄物の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

8-2-(1) 「災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる」ことを回避

①災害廃棄物処理体制の強化（関連施策番号 2-6-(1)④）

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・ 大規模災害が発生した際には、大量の災害廃棄物が発生することが想定され、適切な処理体制の構築や仮置場の確保等に努める必要がある。

【推進方針】

- ・ 災害廃棄物処理施設については、災害時でも稼働が継続できるよう、非常用電源、燃料などの資機材の確保等に努める。
- ・ 大規模災害時に大量の廃棄物が発生した際に、速やかな処理を行うことが可能となるよう、災害廃棄物処理計画に基づき、適切な処理体制や仮置場の確保等に努める。
- ・ 大月町応急期機能配置計画（平成 29 年 3 月）では、災害廃棄物仮置場として、旧小学校・中学校のグラウンド等の 13 箇所の用地を選定しており、災害発生時の速やかな活用に備える。
- ・ 大規模災害が発生した際にも、し尿収集・運搬、処理が継続できるよう、迅速かつ効率的な処理体制の構築を図ることとし、関係機関との連携強化や資機材の備蓄等に努める。

②関係団体等との協力体制の強化

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・ 早期に町民の日常生活の復旧・復興につながるように、迅速な災害廃棄物等の処理や損壊家屋等の解体撤去が必要である。

【推進方針】

- ・町による迅速な損壊家屋等の解体撤去に向けた、関係団体等との協定の締結と実効性の向上を推進する。
- ・町及び事務組合が所有する施設での災害廃棄物処理は限界があることから、県や周辺市町村、災害廃棄物処理事業者等との連携強化を図り、災害廃棄物処理体制の強化に努める。

リスクシナリオ 8-3 生活環境が整わないことにより生活を再建することができない事態

8-3-(1) 「住まいの確保が進まないことにより生活を再建することができない」ことを回避

①土地の境界の明確化

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・地震・津波で土地の境界が不明確になることを防ぐためには、地籍調査の推進が必要である。
- ・本町では、平成3年より地籍調査を開始し、令和元年末時点の進捗率は調査対象面積の約59%となっている。

【推進方針】

- ・地震・津波で土地の境界が不明確になることを防ぐため、地籍調査を推進する。
- ・大規模災害発生時における被災地の復旧・復興事業の円滑な推進のためにも、地籍調査は重要であることから、津波被害が想定される沿岸部を先行して取組むなど、計画的な地籍調査の推進を図る。

②速やかな応急仮設住宅の供給体制の構築

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・被災者に対して速やかに応急仮設住宅を供給できるように、県と連携を図りながら、応急仮設住宅の建設用地の確保が必要である。

【推進方針】

- ・被災者に対して速やかに応急仮設住宅を供給できるように、応急仮設住宅の建設用地の確保に努める。
- ・大月町応急期機能配置計画（平成29年3月）では、応急仮設住宅建設用地として、大月町総合グラウンドや旧姫ノ井小学校グラウンド、旧月灘中学校グラウンド等の5箇所の用地を選定しており、災害発生時の速やかな活用に備える。

③住まいの確保

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・被災者の生活再建においては、被災者の住まいを速やかに確保する対策が必要である。
- ・民間の賃貸住宅が少ないことから、様々な手段で住まいの確保に取り組む必要がある。

【推進方針】

- ・ 住環境整備事業等を活用し、関係団体と連携し、応急仮設住宅や災害公営住宅等、被災者の住まいを速やかに確保する体制を整備する。
- ・ 被災者への速やかな住まいの提供が可能となるように、公営住宅の空き室の状況把握や空き家活用による住まいの提供方法等の確立に努める。
- ・ 住宅の被災状況によって活用できる住まいの再建に関する各種支援制度について住民への啓発に努める。特に、大規模な津波の被害が想定される沿岸部の住民に対しては、住まいの再建方法を事前に検討するよう促す。

8-3-(2) 「生活環境が整わないことにより生活を再建することができない」ことを回避

① ボランティアの受け入れ

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・ 被災者の生活を支援するため、災害時におけるボランティア活動が円滑に行われるような体制づくりが必要である。
- ・ 大月町社会福祉協議会において、「災害ボランティアセンター設置運営マニュアル」（平成 22 年 4 月）が策定されており、関係機関との連携のもと、実行性を高めていく必要がある。

【推進方針】

- ・ 被災者の生活を支援するため、災害時におけるボランティア活動が円滑に行われるような体制づくりに努める。
- ・ 町社会福祉協議会や町内ボランティア団体等と連携し、災害ボランティアコーディネーターや災害ボランティアの育成に努める。
- ・ 「ボランティアセンター設置運営マニュアル」に基づく設置・運営訓練等の実施を図るとともに、訓練の結果を踏まえたマニュアルの見直しに努める。

② 教育環境等の早期復旧

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・ 早期に教育環境などを復旧できるように、学校・保育所・幼稚園等において、学校再開計画の策定や保育所・幼稚園等のBCP策定などの事前準備が必要である。
- ・ 現在、落雷や水害を想定した、学校災害マニュアル（学校教育対策編）（平成 30 年 7 月）や保育所災害マニュアル（保育対策編）（平成 30 年 7 月）を作成し、事前や発生時、事後の対応マニュアルを示しているが、今後、大規模災害時における教育再開等を踏まえたマニュアルを検討していく必要がある。

【推進方針】

- ・ 早期に教育環境などを復旧できるように、学校・保育所・幼稚園等において、学校再開計画の策定や保育所・幼稚園等のBCP策定などの事前準備に努める。
- ・ 落雷や水害を想定し、事前や発生時、事後の対応を示した、学校災害マニュアル（学校教育対策編）（令和2年7月見直し）や保育所災害マニュアル（保育対策編）（平成30年7月）を作成しており、マニュアルに基づく訓練や職員等への周知に努める。

8-3-(3) 「被災者の支援体制が整わない」ことを回避

①スムーズな罹災証明書の発行

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・ 罹災証明の発行をスムーズにするため、住家の被害認定調査を円滑に行えるよう住家被害認定士の育成が必要である。

【推進方針】

- ・ 罹災証明書の発行をスムーズにするため、住家の被害認定調査を円滑に行えるよう住家被害認定士の育成に努める。
- ・ 罹災証明書の発行や被災者台帳の作成等を迅速に行うため、県が開催する研修等への職員の参加を促す。

②応急危険度判定等の体制整備

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・ 被災した宅地や住宅の危険度を速やかに判定する必要があるため、応急危険度判定等の実施体制の構築が必要である。

【推進方針】

- ・ 被災した宅地や住宅の危険度を速やかに判定するため、被災宅地危険度判定士や被災建築物応急危険度判定士等の育成に努める。

③生活再建に関する支援制度等の理解と情報発信

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・ 被災者が生活再建に関する各種支援制度（災害見舞金、地方税の特例措置等）を速やかに活用できるよう、町職員が被災者の生活再建に関する支援制度等について理解を深めておく必要がある。
- ・ 被災者に生活再建に関する情報を速やかに提供できる体制の整備が必要である。

【推進方針】

- ・被災から速やかな生活再建ができるよう、職員一人ひとりが、災害見舞金の支給、住民税や固定資産税の特例措置等の被災者支援制度等の理解を深めるよう努める。
- ・被災者に対して、生活再建に関する情報を速やかに提供できるよう、「被災者支援に関する各種制度の概要」（内閣府、平成27年11月）等を参考に、災害時において活用可能な「経済・生活面の支援」や「住まいの確保・再建のための支援」、「中小企業・自営業への支援」、「安全な地域づくりへの支援」等の事前整理に努める。

リスクシナリオ8-4 文化財等が喪失する事態

8-4-(1) 「かけがえのない文化財や文化財建築物が災害により損壊する」ことを回避

①文化財の保護の推進

【現状及び課題（脆弱性評価）】

- ・かけがえのない文化財や文化財建造物を災害から守り、次の時代に受け継いでいく必要がある。

【推進方針】

- ・かけがえのない文化財や文化財建造物を災害から守り、次の時代に受け継いでいくため、文化財建造物の耐震対策、文化財所有者への防災意識の啓発等に努める。

第5章 施策の重点化

限られた資源で、効率的かつ効果的に強靱化の実現を図るため、人命保護を最優先に、施策の緊急性や効果の大きさ、町の課題解決への寄与、県計画との整合等を踏まえ、以下の4項目を重点化目標として設定する。

なお、強靱化施策の推進においては、住民や地域、行政等による協働で進めていくことが重要であることから、「自助・共助・公助」の役割分担に基づく重点化施策に関する主な取組を整理する。

- I あらゆる災害から住民の命を守る
- II 大規模災害時の孤立への備え
- III 強靱なまちの形成により、住み続けたいまち・選ばれるまちをめざす
- IV 自助・共助・公助の役割分担に基づく災害に強い地域社会づくり

I あらゆる災害から住民の命を守る

本町は、比較的、自然災害の発生が少ないまちであるが、近年、全国的に災害が頻発化・激甚化するとともに、南海トラフ地震がいつ発生してもおかしくないと言われている状況にあり、本町における災害リスクに関する認識を高め、住民の命を守る対策を進めていくことが重要である。

そのため、あらゆる災害から住民の命を守るため、ハード対策とソフト施策を適切に組み合わせ、効果的な施策・事業を推進する。

■ 災害の未然防止、被害の抑制

自助・共助	・住宅の耐震化や家具の転倒防止対策等、住民の身近な場所での安全を確保するための取組に努める。
公助	・関係機関との連携のもと、防波堤や河川・海岸堤防の整備、治山事業等の促進を図る。

主な関連リスクシナリオ：1-1、1-2、1-3、1-4

■ 住民の速やかな避難の実現

自助・共助	<ul style="list-style-type: none"> ・防災マップ等を活用し、地域で想定される災害リスクに関して、住民一人ひとりの理解を深める。 ・気象庁や町から発信される各種の情報等についての理解を深める。
公助	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の判断・伝達マニュアル等に基づき、適切なタイミングで避難に関する情報等を発信できる体制の整備に努める。 ・避難に関する情報等が必要な住民に対して、確実に情報が伝わるように、情報伝達手段の多重化等の推進に努める。

主な関連リスクシナリオ：1-2、1-3、4-1、4-2

II 大規模災害時の孤立への備え

大規模な災害が発生した際には、柏島をはじめとした海岸沿いの集落への道路網が寸断され、地域の孤立が懸念される。また、本町へのアクセスにおける基幹道路となる国道321号は、宿毛市内や土佐清水市内において津波浸水想定区域内を通ることから、町全体が孤立するおそれもある。

そのため、まずは、関係機関と連携のもと、孤立の発生を抑制する取組を図るとともに、孤立が発生した場合においても、人・モノ・情報等がつながる体制の構築等に努める。

■ 孤立の発生抑制

自助・共助	<ul style="list-style-type: none"> ・自らの地域における孤立の危険性を確認し、災害発生前の早期避難の徹底等による安全確保に努める。
公助	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携のもと、道路整備や橋梁の長寿命化対策、土砂災害対策等のハード対策の促進を図る。

主な関連リスクシナリオ：1-4、2-2、5-3

■ 災害発生時においても人・モノ・情報等がつながる体制の整備

自助・共助	<ul style="list-style-type: none"> ・一定期間の孤立に耐え得る備蓄等の取組に努める。
公助	<ul style="list-style-type: none"> ・孤立が発生した場合においても、人・モノ・情報等が行き来できるように、情報伝達手段の多重化やヘリポートの確保等の推進に努める。

主な関連リスクシナリオ：2-1、2-2、4-1

III 強靱なまちの形成により、住み続けたいまち・選ばれるまちをめざす

人口減少・高齢化が進む中で、災害が発生した際には、人口の流出に拍車がかかることが懸念される。

そのため、自然災害が少ないまちの特性を活かした強靱なまちづくりに取組み、住民が住み続けたいまち、移住・定住の場として選ばれるまちをめざす。

■ 平常時におけるまちの魅力の向上

自助・共助	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織や自治会等の地域の様々な活動に積極的に参加し、地域コミュニティの活性化に努める。 ・住民一人ひとりが、地域への愛着を高め、まちの魅力を発信する。
公助	<ul style="list-style-type: none"> ・安心・安全なまちとしてのPR強化等を図るとともに、中間管理住宅等の確保をはじめとした空家活用等による移住・定住の受け皿の整備に努める。 ・本町の主要産業である水産業の活性化や新たな産業興し等に取り組み、働く場の創出に努める。 ・観光客に対する災害時における避難対策等の充実を図り、安心・安全なまちとしてのイメージ向上に努める。

主な関連リスクシナリオ：1-1、1-2、2-7、4-2、5-1

■大規模災害が発生した際における速やかな生活再建

自助・共助	<ul style="list-style-type: none"> ・地域や自宅における災害リスク、各種の支援制度等に関する理解を深め、生活再建までを事前に想定しておく。 ・大規模災害が発生した際には、住民一人ひとりが、まちの復興の担い手となるという認識のもと、まちづくり等に積極的に参加する。
公助	<ul style="list-style-type: none"> ・応急仮設住宅の建設候補地の事前検討や供給体制の構築等に取り組み、災害発生後の人口流出の防止等への備えの推進に努める。 ・災害発生時における住民の生活再建に関する各種の支援制度を理解し、速やかな対策を行うことのできる体制の構築等に努める。

主な関連リスクシナリオ：8-1、8-3

IV 自助・共助・公助の役割分担に基づく災害に強い地域社会づくり

自らの命は自らが守る「自助」、自分たちの地域は自分たちで支える「共助」、公的機関が支援等を行う「公助」の適切な役割分担と連携強化を図り、地域防災力を高め、災害に強い地域社会づくりをめざす。

■自助・共助・公助の役割分担に基づく災害に強い地域社会づくり

自助	<ul style="list-style-type: none"> ・「自らの命は自らが守る」を前提に、身近な場所での安全を確保するための取組を図るとともに、地域で行われる防災訓練等へ積極的に参加する。
共助	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の特性や災害リスクに応じた防災訓練等を実施し、地域の防災力の向上や相互扶助体制の強化等に努める。 ・地域の避難行動要支援者等の状況を把握し、災害時の避難支援体制の構築等に努める。 ・大規模災害時においては、自主防災組織等が避難所運営等の担い手となることを認識し、地域における様々な備えに努める。
公助	<ul style="list-style-type: none"> ・防災や減災に関する様々な情報発信や啓発活動に取り組み、住民一人ひとりの防災意識の高揚等に努める。 ・まちづくりや防災等の取組における住民参画を促し、協働によるまちづくりの機運の醸成に努める。 ・自助や共助の取組に必要な支援を図り、自助・共助の活動の活性化に努める。

主な関連リスクシナリオ：1-2、2-7

第6章 計画の推進と進捗管理

1 計画の推進

本計画では、「第4章 強靱化の推進方針」において、各リスクシナリオや項目に応じた「推進方針」として、取り組むべき施策・事業の方向性を示した。これらの具現化を図るため、それぞれの推進方針に応じた「主要な施策・事業」と「重要業績指標」を明確にした「大月町国土強靱化地域計画アクションプラン」（別冊）を作成した。

今後、本計画及びアクションプランに基づき、施策・事業の着実な推進を図り、本町の国土強靱化の実現に努める。

また、本計画は、本町の国土強靱化の取組に関する指針となる計画であり、関連する計画の見直し等においては、本計画の主旨等の反映に努める。

■アクションプランの記載事項

○リスクシナリオに応じた項目ごとに、『主要な施策・事業』と『重要業績指標』を整理。

- ・『主要な施策・事業』では、「施策・事業」と「概要」、「担当課」、「関係機関」を整理。
- ・『重要業績指標』では、「指標名」と「現状値」・「目標値」、「担当課」を整理。

図 アクションプランの整理イメージ

2 推進体制

本町の国土強靱化の実現を図るためには、町をはじめ、国や県、防災関係機関、事業者、自主防災組織、住民一人ひとりが役割を担っていることを認識し、それぞれが役割分担と連携を図りながら施策や事業を推進する。

また、本計画に基づき、町が実施する施策や事業については、国・県の補助金や交付金等を効果的に活用する。

3 計画の進捗管理と見直し

本町の国土強靱化の実現に向けては、本計画及びアクションプランに掲げる施策・事業を計画的に実施することが必要であり、計画の進捗管理が重要となる。そのため、適宜、「重要業績指標」に基づく進捗管理の評価を行い、必要に応じて「主要な施策・事業」の改善等につなげるものとする。

また、目標年度の令和7年度には、「重要業績指標」に基づく計画の進捗状況等の評価を行うとともに、評価結果や国・県の国土強靱化の取組等を踏まえて、計画の見直しを行うものとする。

なお、本計画及びアクションプランについては、国や県の国土強靱化等の取組や地域の社会経済情勢等の変化、災害により新たな教訓や課題等が生じた場合は、必要に応じて見直しを行うものとする。

